

第6次寒川町高齢者保健福祉計画 (介護保険事業計画)

平成27年度～平成29年度



はじめに

わが国の高齢者人口は3,000万人を超え、4人に1人が65歳以上となっています。寒川町の高齢化率も平成27年（2015年）3月には24.4%に達し、数年で25%を超える見込みです。

約800万人にのぼる「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年（2025年）以降は、医療や介護の需要がさらに増加していくと考えられており、社会変化に対応するための施策が求められています。

寒川町においても、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活をするため、平成27年度の介護保険制度改正に対応し、地域の包括的な支援・サービス提供体制である「地域包括ケアシステム」を重点施策とする、第6次高齢者保健福祉計画を策定いたしました。

「健やかさと やすらぎを はぐくむまち さむかわ」を引き続き基本理念とし、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みの推進、介護保険サービスの適切な運用、高齢福祉サービスの充実など、高齢者が生涯にわたっていきいきと暮らせるための施策を推進してまいります。

特に、地域包括ケアシステム構築のためには、町民の皆さまをはじめ、事業者、関係機関、関係団体各位のご理解とご協力が不可欠です。町としても、制度の確立に向けて全力を尽くしてまいりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり貴重なご意見、ご提案を賜りました寒川町高齢者保健福祉計画見直し検討委員会委員の皆さまをはじめ、アンケート調査や事業所調査、パブリックコメントにご協力くださいました町民の皆さまならびに関係各位に、厚くお礼申し上げます。



寒川町長 木村 俊雄

目 次

第1章 計画の趣旨

1	計画策定の目的と背景	5
2	計画の基本理念	7
3	計画の基本目標	8
4	計画の体系	9
5	日常生活圏域の設定	10
6	地域包括ケアシステムについて	12
7	計画の位置付け	13
8	計画の期間	14
9	計画の策定体制	14

第2章 高齢者の現状と見通し

1	高齢者の状況	19
2	介護保険事業の給付実績	31

第3章 介護保険施策の展開

1	地域包括ケアシステムの構築に向けて	35
2	基本目標1 介護保険サービスの適切な運営	39

第4章 高齢者保健福祉施策の展開

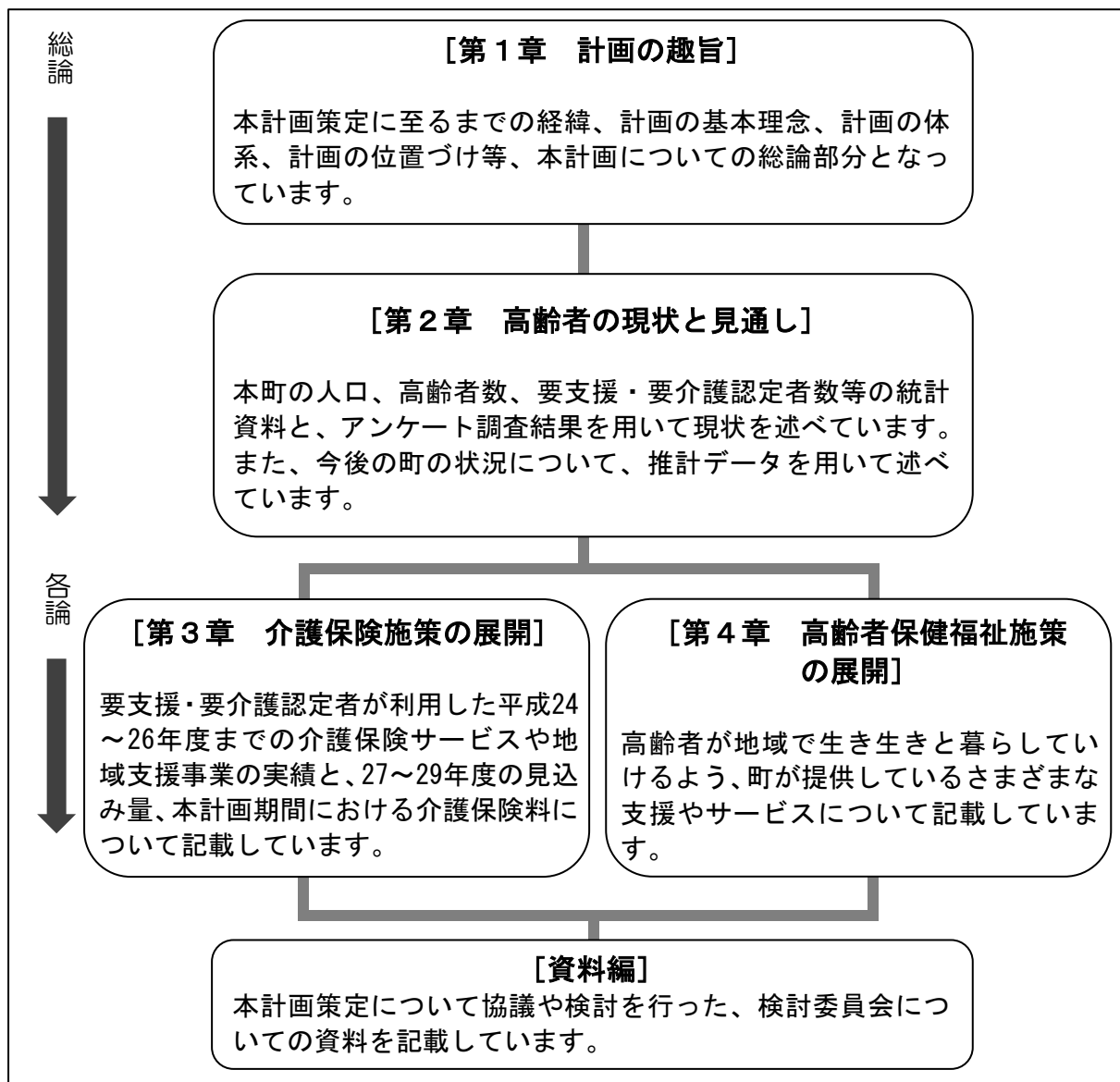
1	基本目標2 健康保持・介護予防の推進	61
2	基本目標3 高齢者の地域生活支援の充実	65
3	基本目標4 高齢者の社会参加の促進	69
4	基本目標5 計画推進体制の整備	71

資 料 編

1	寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会設置要綱	83
2	寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会委員名簿	85
3	寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会開催状況	86

本計画書の構成について

本計画書の構成は以下のようになっています。



計画書の表記について

○ナンバリングの表記法について

寒川町の高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）は、これまで、ナンバリングを漢数字で表記してきましたが、第6次計画より表記法を算用数字とすることとしました。本計画書においては、これまでの計画についても算用数字を使用して表記しています。

新：第6次寒川町高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）

旧：第五次寒川町高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）

○平成26年度実績値について

本計画書に掲載されている、平成26年度の実績値は全て、見込みの数値となっています。

第 1 章

計画の趣旨

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の目的と背景

(1) 計画策定の目的

この計画は、寒川町にお住まいの高齢者が、安心して暮らすことができるように、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図ることを目的としています。

(2) 計画策定の背景

介護保険制度が平成12年(2000年)に創設され、創設以降、サービス利用が定着し、高齢者福祉の柱となる制度となっています。この間、平成18年(2006年)には、地域支援事業や地域密着型サービスの創設、地域包括支援センターの設置等の大幅な制度改正がありました。平成23年(2011年)には介護、予防、医療、住まい、生活支援の各サービスを一体的に提供していくという「地域包括ケアシステム」の構築を目指すため、「介護予防・日常生活支援総合事業」や、24時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせて提供する「複合型サービス」が創設されることとなりました。

我が国の65歳以上の高齢者人口は3,000万人を超えており、4人に1人が65歳以上となっています。高齢者数は今後も増加し続けると推計されており、平成54年(2042年)に約3,900万人でピークを迎え、その後も75歳以上の人口割合は増加し続けるとされています。高齢化の進展は、個人の生活とともに社会構造全般にも大きな変化をもたらし、年金、医療、介護等の従来のさまざまな社会保障システムを持続可能な形で再構築することが必要になってきています。

平成27年度に実施予定の制度改正は、これまでの改正を上回る大きな制度改正となります。団塊の世代が75歳以上を迎える平成37年(2025年)に向け、「医療から介護へ」、「施設から在宅へ」という流れを踏まえた改正といえます。改正案の主な内容は、地域包括ケアシステムの構築の充実、予防給付(訪問介護・通所介護)の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームへの新規入所者を原則として要介護3以上とする、等となっています。

これまで本町では、介護保険制度の開始とともに「第1次寒川町高齢者保健福祉計画(平成12年度～16年度)」を策定し、これまでの高齢者保健福祉サービスに加えて、介護が必要な高齢者を社会全体で支えるための仕組みづくりや対策を講じました。その3年後には見直しを行い、「第2次寒川町高齢者保健福祉計画(平成15年度～17年度)」を策定しました。

平成18年度には、「第3次寒川町高齢者保健福祉計画（平成18年度～20年度）」を策定し、「地域包括支援センター」の創設、予防重視のシステムとして「二次予防事業」「介護予防サービス」の推進等を、新たな柱として施策を展開し、「第4次寒川町高齢者保健福祉計画（平成21年度～23年度）」ではそれをさらに推進してきました。

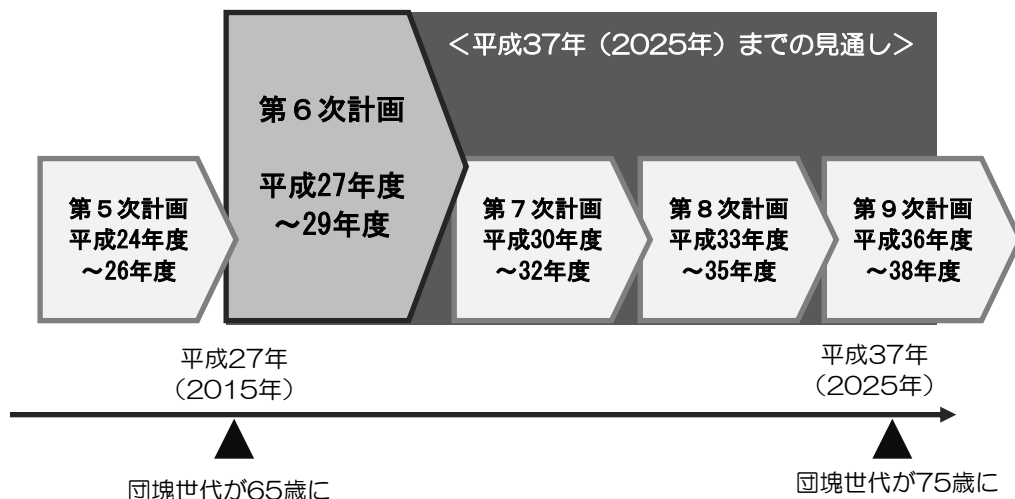
そして、平成24年度からは、持続可能な社会保障制度の確立を目指し、「第5次寒川町高齢者保健福祉計画（平成24年度～26年度）」を策定し、「地域包括ケアシステム」の構築に向け、その端緒を開いたところです。

（3）本計画の基本的考え方

増え続ける高齢者人口に対応するため、国は市町村に対し、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年（2025年）に向け、3年ごとの介護保険事業計画の策定・実施を通じて、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた「地域包括ケアシステム」を構築することを推進しています。

そのため、本町においても、今後の高齢者の動向を勘案して、将来的な介護需要やそのために必要な保険料水準を推計するとともに、それらを踏まえた中長期的な視野に立って、第9次までの計画を考案していくことが必要とされています。

今回の「第6次寒川町高齢者保健福祉計画」は前回の計画期間で開始した、地域包括ケアシステムの実現の方向性を継承しつつ、平成37年（2025年）までの中長期的な視野に立って、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護・予防・医療・生活支援等各サービスの提供の充実を図ります。



2 計画の基本理念

今回の第6次計画における基本理念は、上位計画である「寒川町総合計画さむかわ2020プラン」の重点プロジェクトに掲げる「すべての町民が心と体の健康を確保し、生涯にわたっていきいきと暮らせる環境づくり」を念頭に

健やかさと やすらぎを はぐくむまち さむかわ

とし、高齢者が快適に暮らせる環境づくりを実施していきます。

今回の第6次計画は、平成24年度からの第5次計画を経て、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度を見通した中長期的な展望の下に成り立つ計画の一部です。

今後も高齢者数が増加していくと考えられる状況において、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続するためには、地域全体で支援していくことが重要であり、生涯にわたり、健康で元気に暮らせるための備えと、そのための環境づくりとして地域包括ケアシステムの構築を目指し、上記の基本理念を設定しています。

3 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、基本目標を以下のように設定します。

1 介護保険サービスの適切な運営

要支援・要介護状態になった高齢者に対し、状態に応じた適切な介護サービスが提供される環境を計画的に整備していきます。特に、平成27年度介護保険制度の改正を踏まえ、将来を見据えた、安定した制度運営を推進します。

2 健康保持・介護予防の推進

いつまでも元気でいるために、町民一人ひとりが主体的に自己の管理や生活の質を維持するための支援や、生活習慣病予防等の「健康づくり」を目的とした事業に積極的に取り組みます。

また、介護が必要な状態にはないものの、生活機能の低下が見られる等将来介護が必要になりそうな人については、積極的に介護予防事業に参加していただき、健康づくりから予防まで一貫した取り組みをいっそう推進します。

3 高齢者の地域生活支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域全体が支え合い、助け合っていく社会基盤の確立に努めます。とくに、高齢者人口の増加に伴い顕著になってきている、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、および認知症高齢者に対するケア対策を積極的に推進します。

4 高齢者の社会参加の促進

明るく活力のある地域社会を築くため、社会において大きな割合を占める高齢者が、生きがいをもって社会参加できる環境整備を推進します。

5 計画推進体制の整備

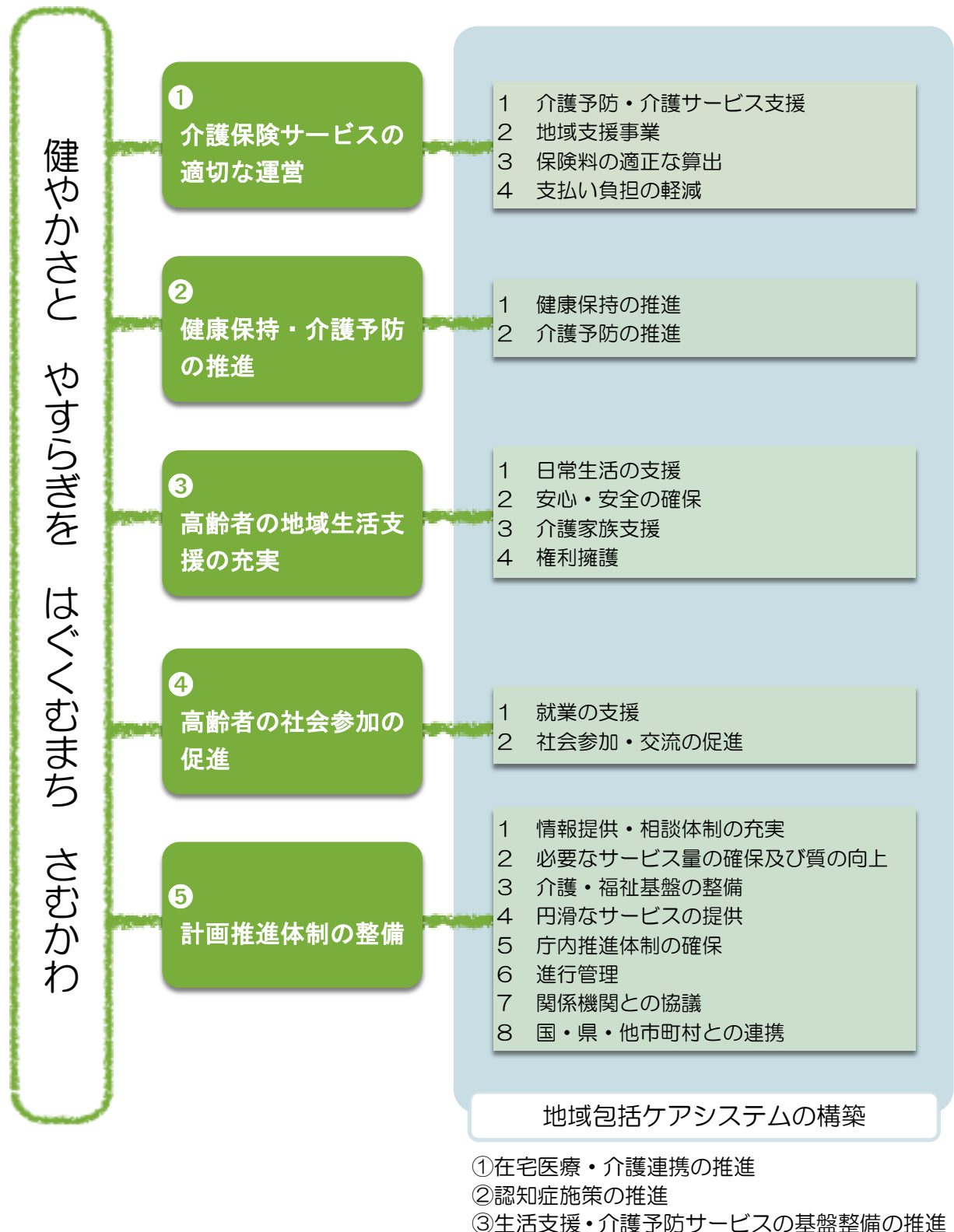
高齢者が、良質なサービスを利用できるように、十分な情報提供を行います。また、サービスの円滑な提供が行える環境を整備します。

4 計画の体系

基本理念

基本目標

施策の方向性



5 日常生活圏域の設定

(1) 設定の趣旨

高齢者が家族・友人あるいは地域とのつながりを失うことなく生活を続けることができるよう、介護保険事業計画では、「日常生活圏域」を設定することになっています。

この日常生活圏域は、市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、公的介護施設等の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域とされています。

したがって、この日常生活圏域を単位として、高齢者が必要とするサービス提供基盤整備計画の検討や「地域密着型サービス」の需給見込みの検討、地域包括支援センターの設置等を行うことになります。

(2) 日常生活圏域の設定

日常生活圏域の設定に関しては、次のような視点が求められています。

- ① 日常生活圏域の面積等が、地域包括支援センターの活動範囲として適切であること。
- ② 日常生活圏域内の高齢者数等が、地域包括支援センターの効率的・効果的な活動という観点から適切であること。
- ③ 公的介護施設の整備状況等から見て適切と判断されること。

なお、厚生労働省は地域包括支援センターの設置にあたり「おおむね人口が2～3万人に1か所」という目安を提示しています。

この厚生労働省の目安から考えると、町内における地域包括支援センターの設置数は1～2か所ということになります。

しかし、上記①の視点からみると、町は東西2.9km、南北5.5kmと町域が狭く、河川等地理的条件によって生活圏が分断されているというような状況にはなく、現状では地域包括支援センターも1か所です。

②の視点からみても、町の高齢化率が全国と比べて低く、日常生活圏域を複数設定する必然性は低いものと考えられます。

以上のことから総合的に勘案し、本計画における日常生活圏域数はこれまでと同様、町内全域を1つの日常生活圏域とします。

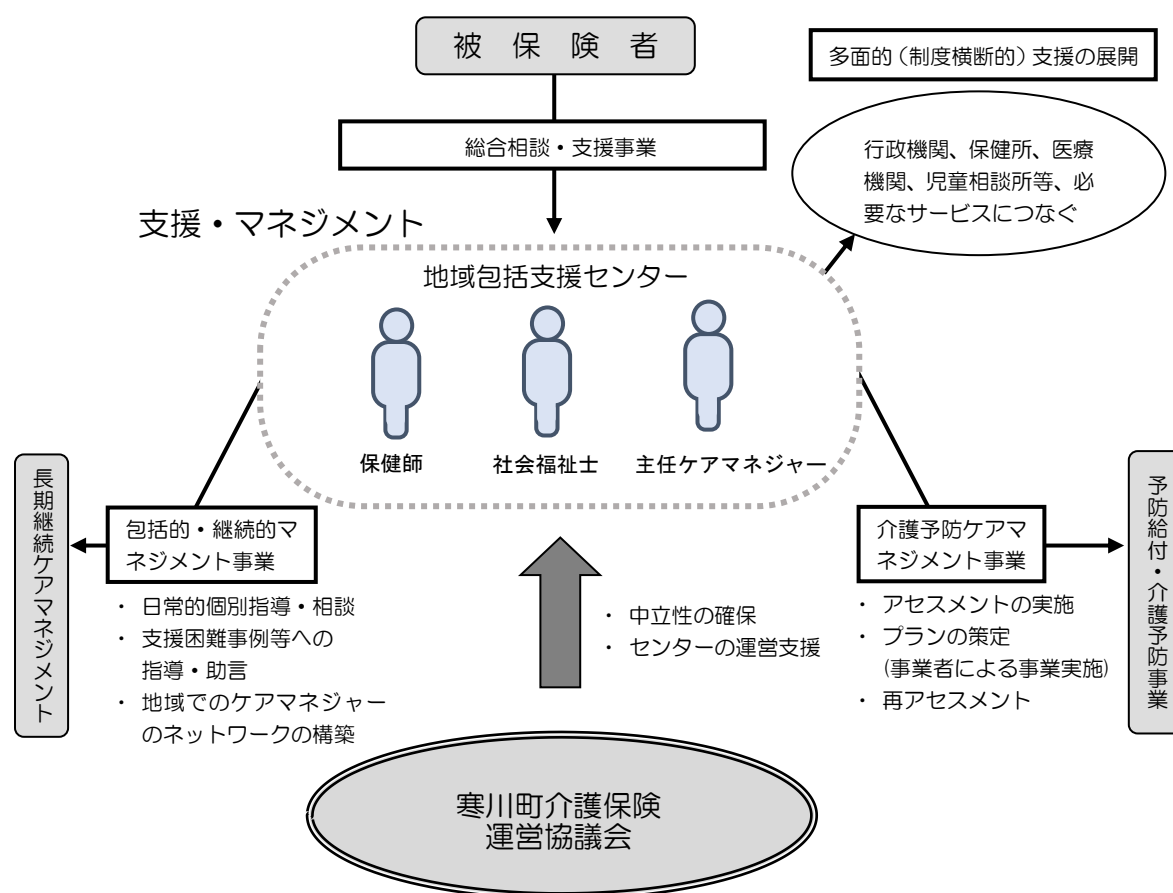
(3) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れたまちのなかでその人らしく生活できるように介護や福祉についての総合的な相談を行っている機関です。

介護（主任ケアマネジャー）、福祉（社会福祉士）、保健（保健師）の専門職がチームになって、町や地域の医療機関、介護（介護予防）サービス事業者、地域住民等と協力しながら、高齢者を支援しています。

本町では、前述のとおり、1つの日常生活圏域に対して地域包括支援センターを1か所設置しています。今後は高齢者の増加に伴い、相談等のニーズが高まると考えられるため、出張所（ブランチ）の設置等を検討していきます。

地域包括支援センターは、地域住民に最も身近な高齢者施策に関する総合的窓口として今後も重要な位置を占めると考えられ、その機能の充実と活動の周知を行っていきます。



6 地域包括ケアシステムについて

わが国は、4人に1人が65歳以上となっている等、諸外国に例をみない速さで高齢化が進行し、今後も高齢化が進むと推測されています。特に団塊の世代が75歳以上となる平成37年以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。

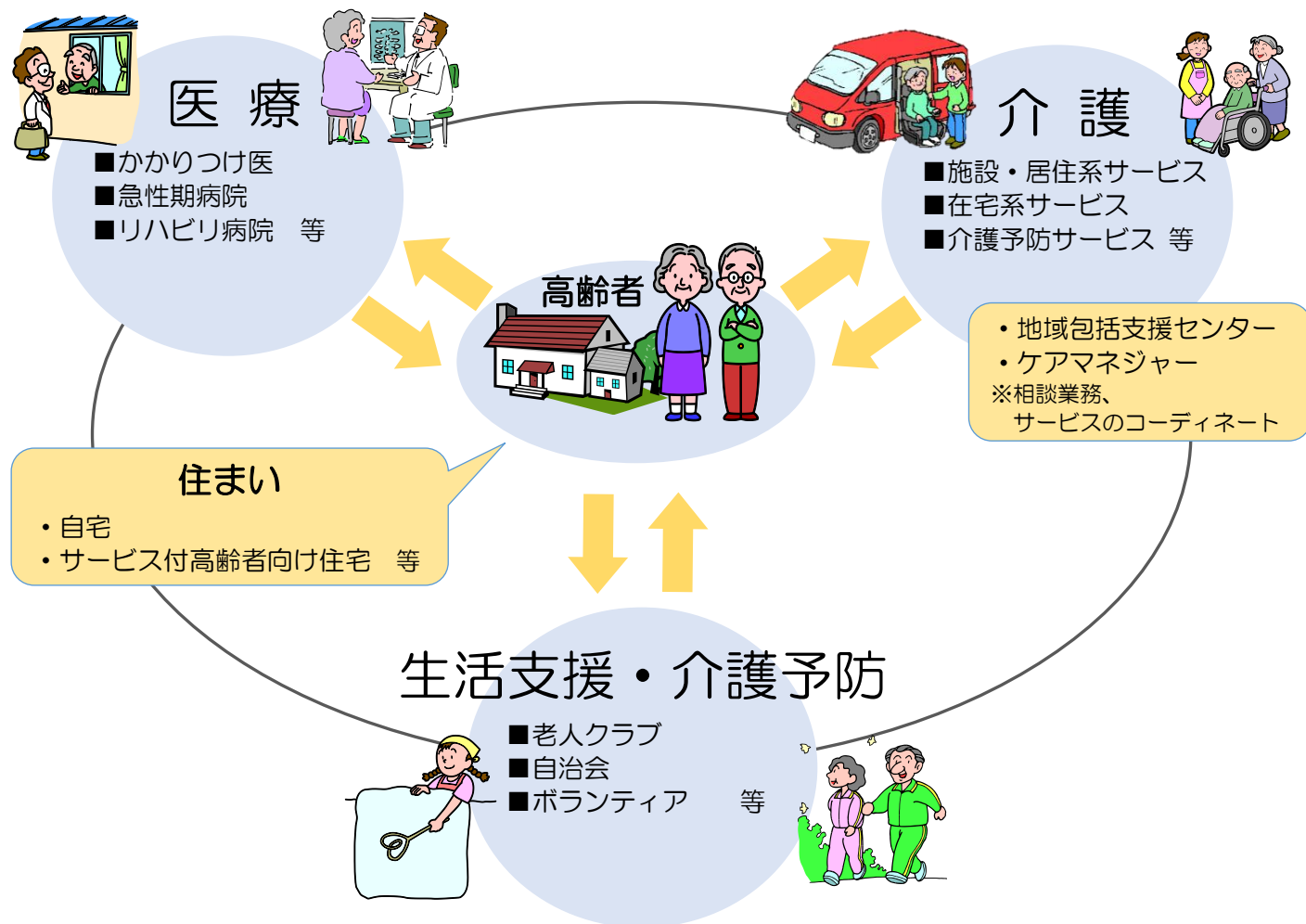
そのため、平成37年をめどに、地域包括ケアシステムを構築し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活をいつまでも続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築が求められています。

地域包括ケアシステムは、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供し、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げてゆくものです。

本町では、地域包括支援センターを中心に体制の整備を推進します。

地域包括ケアシステムイメージ図

※地域包括ケアシステムでは、各種のサービスがおおむね30分以内に提供されることを想定

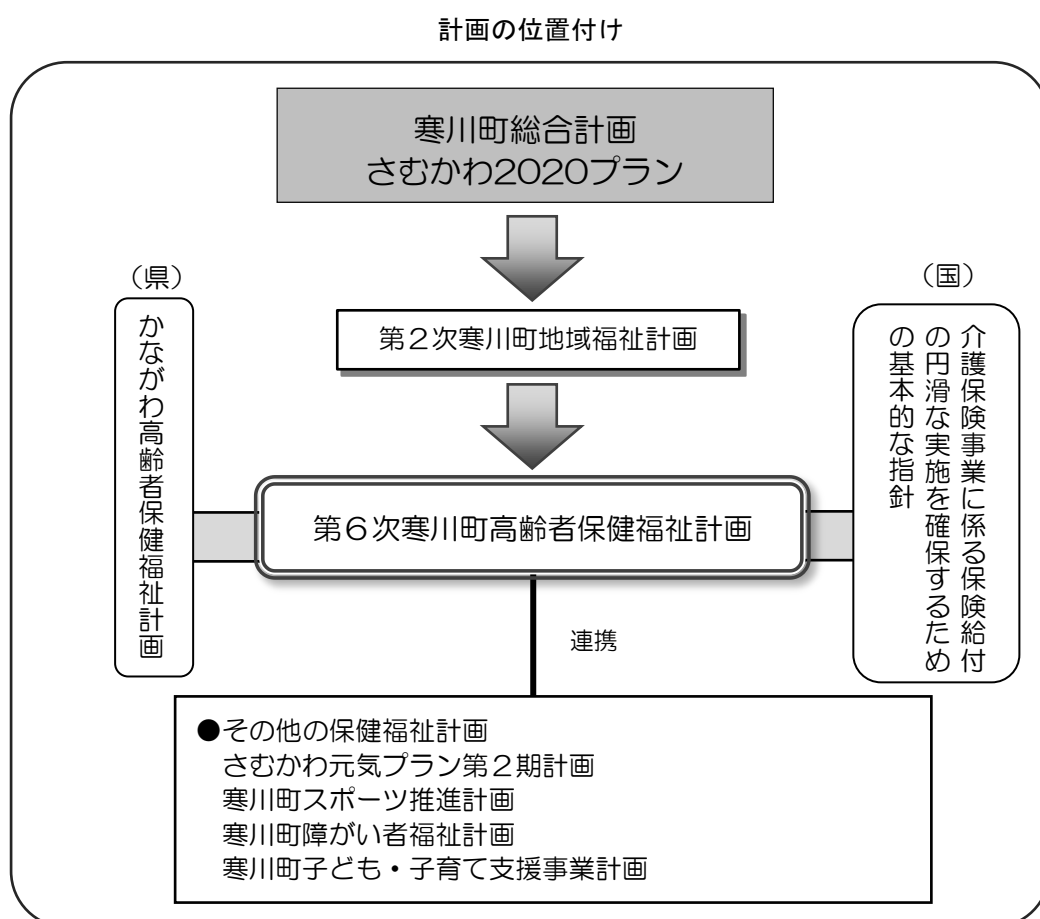


7 計画の位置付け

本計画は、「老人福祉法」（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づき、すべての市町村に策定が義務付けられている「市町村老人福祉計画」と、同様に「介護保険法」（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づき策定される「市町村介護保険事業計画」を一体的に定めるものです。

策定にあたり、「寒川町総合計画 さむかわ2020プラン」を基本とし、「第2次寒川町地域福祉計画」や、町の保健福祉計画、その他関連する計画との連携を図るように努めました。

さらに、厚生労働省の告示した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に従い、神奈川県が策定した「かながわ高齢者保健福祉計画」との整合も図りました。



8 計画の期間

本計画は、3年を1期とした計画期間となっているため、平成27年度から29年度までの3年間とします。団塊の世代が75歳以上を迎える平成37年における高齢者福祉の将来像も見据えつつ、計画最終年度である平成29年度の目標値を設定しています。

平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	37年度
第5次寒川町高齢者保健福祉計画						
			第6次寒川町高齢者保健福祉計画			長期 将来像

9 計画の策定体制

(1) 検討委員会の整備

本計画の策定にあたり、寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会を通じて、協議・検討を行いました。委員の構成については、幅広い意見を集約するため、学識経験者のほかに町民、医療・保健・福祉分野の関係者、地域団体代表者等から選考しました。なお、計画策定にあたり、関係各課等からの意見や情報の集約、高齢者保健福祉向上のための協力体制の強化等を目的として、必要に応じて各課担当者との打ち合わせや調整を随時行いました。

(2) 町民参加・町民への周知

より多くの町民の意見を計画に反映させるため、また、計画の策定を町民に対し周知するため、以下の方法を取り入れました。

① 実態調査の実施

65歳以上の町民に対しては、国の示す日常生活圏域ニーズ調査を行い、55歳～64歳（セカンドライフ予備群）に対しては寒川町独自の調査を行いました。町民の生活状況や高齢者施策に対する意見等を把握し、今後の超高齢社会をサポートする施策等を検討するための基礎資料として活用することを目的としました。

調査方法は郵送配布・郵送回収、無記名方式で行いました。調査期間は、高齢者一般調査と要支援・要介護認定者調査は平成26年1月15日から1月31日、セカンドライフ予備群調査は平成25年11月11日から11月29日に行いました。

調査対象者

調査票	調査対象者	調査人数	回収率
高齢者一般調査 (日常生活圏域 ニーズ調査)	平成26年1月1日現在で要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の町民	1,000人 無作為抽出	67.6%
要支援・要介護認定者調査 (日常生活圏域 ニーズ調査)	平成26年1月1日現在で要介護(要介護3以下)・要支援認定を受けている町民	500人 無作為抽出	53.6%
セカンドライフ 予備群調査	平成25年11月1日現在で55歳から64歳までの町民500人	500人 無作為抽出	47.2%

② 寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会への町民参加・審議会の公開

寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会に、一般町民に公募委員として参加していただきました。また、会議の開催に際し、希望する町民に対しては傍聴定員の範囲内で傍聴を認めるとともに、会議の議事録や資料をホームページに掲載しました。

③ パブリックコメントの実施

平成26年12月に、「寒川町第6次高齢者保健福祉計画案」について、町施設での閲覧やホームページへの掲載を行い、案に対する意見を募りました。

(3) 事業者等調査の実施

平成26年8月に、「事業者調査(寒川町高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)改定に向けた将来的な介護保険サービスについてのアンケート調査)」、「ボランティア団体調査(高齢者サービスについてのアンケート調査)」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

調査票	調査対象者	対象数	回収率
事業者調査	平成26年8月1日現在、寒川町内で事業を展開している事業者	24事業者	79.2%
ボランティア団体調査	平成26年8月1日現在、寒川町社会福祉協議会ボランティアセンターで活動を把握している団体等	28団体	89.3%

第2章

高齢者の現状と見通し

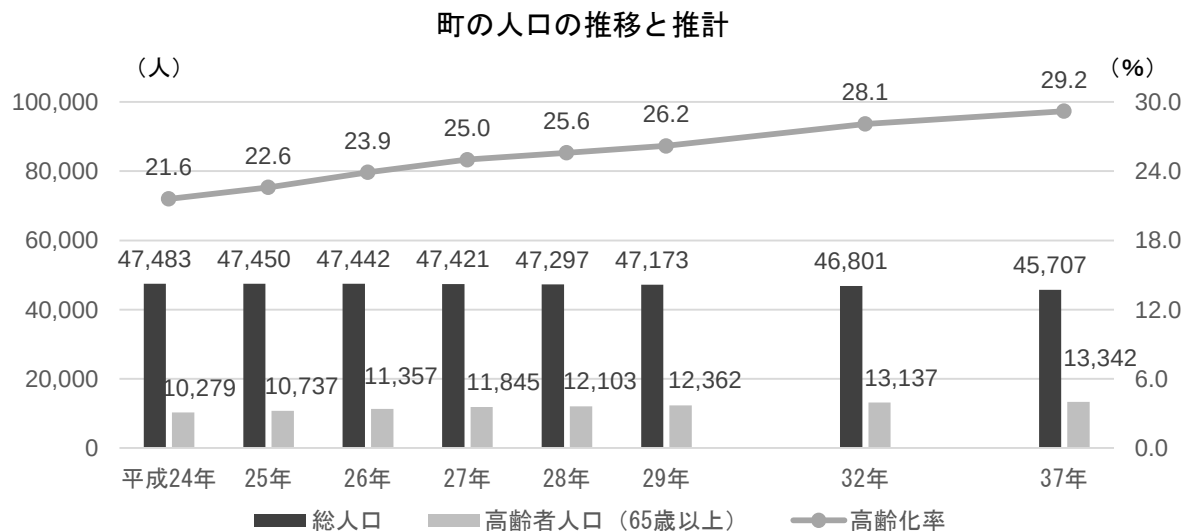
第2章 高齢者の現状と見通し

1 高齢者の状況

(1) 人口の推移と推計

総人口は平成24年以降、減少が続く見通しとなっています。しかしながら高齢者人口は増加を続け、町の高齢化率は平成37年に29.2%となり、ほぼ30%に近くなると見込まれます。

平成25年10月1日現在の神奈川県及び全国の高齢化率と比較すると、本町の高齢化率22.6%に対して神奈川県の高齢化率は22.0%であり、本町の高齢化率は県を若干、上回る水準にあります。全国（25.3%）と比較すると低いことがわかります。



資料：平成26年までは住民基本台帳（各年10月1日現在）。27年以降は推計値

町・神奈川県・国の人口の推移と推計

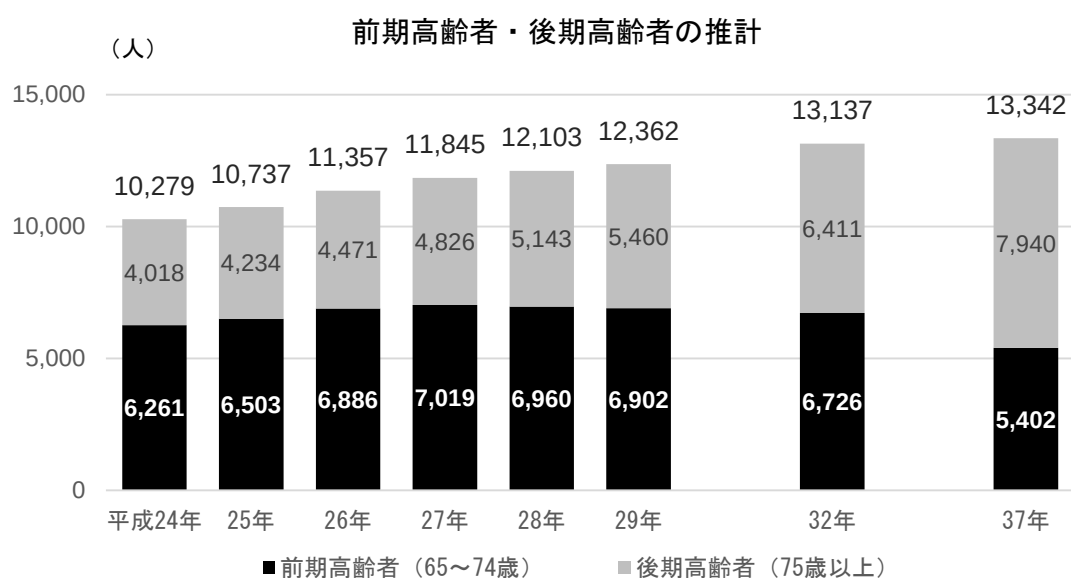
(千人)

区分	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	32年	37年
総人口	町	47	47	47	47	47	47	46
	県	9,072	9,082	9,128	9,160	9,168	9,172	9,095
	国	125,957	125,704	126,949	126,597	126,193	125,739	124,100
高齢者人口	町	10	11	11	12	12	12	13
	県	1,916	2,000	2,081	2,161	2,212	2,251	2,378
	国	30,670	31,770	33,079	33,952	34,641	35,182	36,124
高齢化率 (%)	町	21.6	22.6	23.9	25.0	25.6	26.2	28.1
	県	21.1	22.0	22.8	23.6	24.1	24.5	26.1
	国	24.3	25.3	26.1	26.8	27.5	28.0	29.1

資料：町の数値は上記グラフと同様。県は「かながわ高齢者保健福祉計画（改定計画素案）」（※平成26年は「かながわ高齢者保健福祉計画（平成24年度～平成26年度）」、平成32年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」）。国の平成25年までは「人口動態調査」。26年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

(2) 前期高齢者・後期高齢者の推計

寒川町の高齢者人口は今後も増加が見込まれますが、前期高齢者は、本計画初年度の平成27年に7,019人でピークを迎えるのに対して、後期高齢者の人口は増加し続けます。平成37年には前期高齢者40.5%に対して後期高齢者の割合は59.5%と推計され後期高齢者が前期高齢者より多くなると見込まれます。



資料：平成26年までは住民基本台帳（各年10月1日現在）。27年以降は推計値

町・神奈川県・国の前期高齢者・後期高齢者の推計

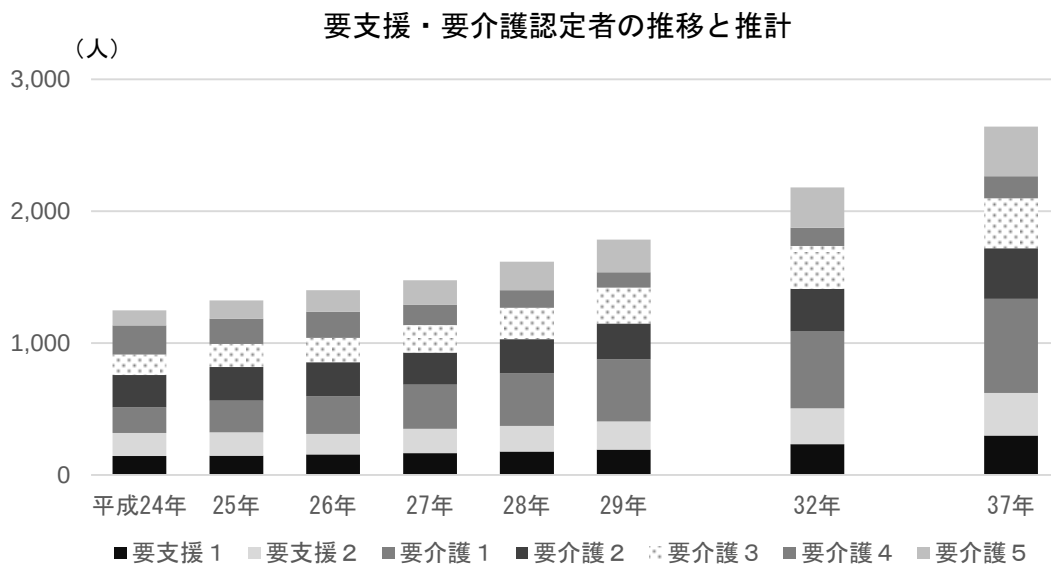
(千人)

区 分		平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	32年	37年
前期 高齢者	町	6	7	7	7	7	7	7	5
	県	1,060	1,106	1,145	1,181	1,183	1,171	1,129	961
	国	15,525	16,216	17,089	17,494	17,612	17,580	17,334	14,788
後期 高齢者	町	4	4	4	5	5	5	6	8
	県	856	894	936	981	1,029	1,080	1,249	1,417
	国	15,145	15,554	15,990	16,458	17,029	17,602	18,790	21,786

資料：町の数値は上記グラフと同様。県は「かながわ高齢者保健福祉計画（改定計画素案）」。（※平成26年は「かながわ高齢者保健福祉計画（平成24年度～平成26年度）」、平成32年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」）国の平成25年までは「人口動態調査」。26年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

(3) 要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者数は増加しており、平成27年以降の推計でも増加していくと見込まれます。本計画最終年度の平成29年には1,871人と、平成26年と比べて約460人の増加が見込まれています。また、平成32年には2,288人と平成26年比で約1.6倍、平成37年には2,806人と平成26年比で約2倍の増加が見込まれます。



資料：高齢介護課（各年10月1日現在）。27年以降は推計値

要支援・要介護認定者の推移と推計

(人)								
区 分	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	32年	37年
要支援1	144	145	156	172	181	195	240	307
要支援2	175	177	155	191	202	222	278	331
要介護1	192	241	288	351	419	492	610	751
要介護2	246	255	255	266	281	292	349	424
要介護3	155	175	188	219	246	268	321	376
要介護4	220	193	201	176	155	139	171	218
要介護5	116	137	167	198	230	263	319	399
合計	1,248	1,323	1,410	1,573	1,714	1,871	2,288	2,806

資料：高齢介護課（各年10月1日現在）。27年以降は推計値

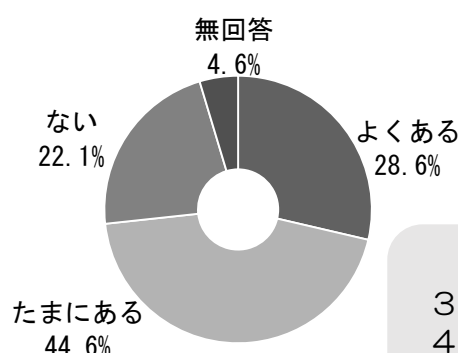
(4) 高齢者一般調査及び要支援・要介護認定者調査（65歳以上）の結果より

① 家族や生活状況について

◆ 日中独居になることがあるかについて（家族等と同居している方のみ）

日中独居になることがあるかについて、「日中独居がたまにある」が44.6%で最も多く、次いで「よくある」が28.6%となっています。日中、1人になる機会がある高齢者は7割を越えており、日常生活における安心・安全の確保や孤独による不安を防ぐため社会参加・交流の促進を進めていきます。

日中、1人になることがあるか



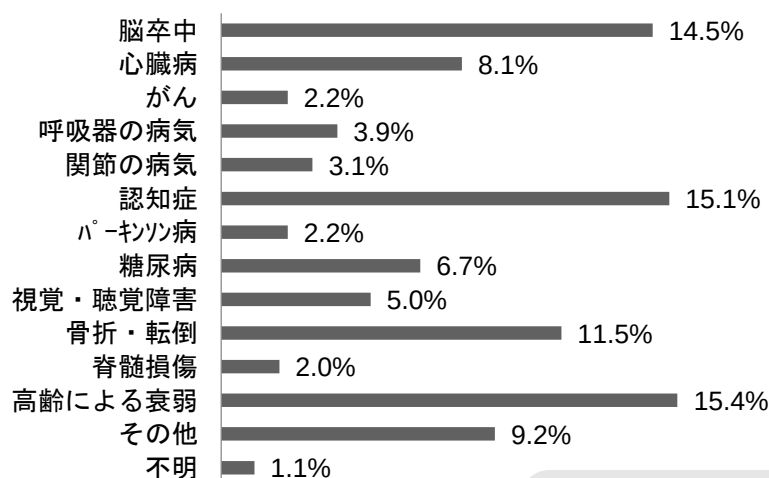
【対応する基本目標】

- 3 高齢者の地域生活支援の充実
 - 4 高齢者の社会参加の促進
- p65, p69から

◆ 介護・介助が必要になった主な原因について（介護・介助が必要な方のみ）

介護・介助が必要になった主な原因は、「高齢による衰弱」が15.4%で最も多く、次いで「認知症」が15.1%、「脳卒中」が14.5%となっています。要介護状態とならないため、健康保持と介護予防の推進が必要であり、そのための施策を展開していきます。

介護が必要になった原因



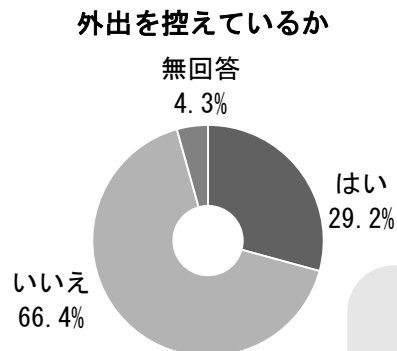
【対応する基本目標】

- 2 健康保持・介護予防の推進
- p61から

② 運動・閉じこもりについて

◆ 外出を控えているか

外出を控えている方が、29.2%となっています。今後も、社会参加をしやすい環境を整備し、その機会を提供していきます。

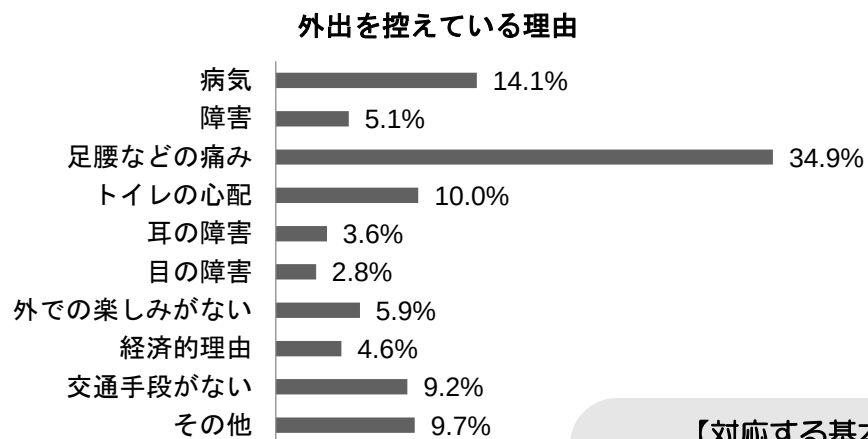


【対応する基本目標】

- 2 健康保持・介護予防の推進
- 4 高齢者の社会参加の促進
- p61, p69から

◆ 外出を控えている理由について（外出を控えている方のみ）

外出を控えている理由は、「足腰等の痛み」が34.9%、次いで「病気」が14.1%となっています。いつまでも元気に外出できるように、筋力の維持や健康の保持・向上を図ります。



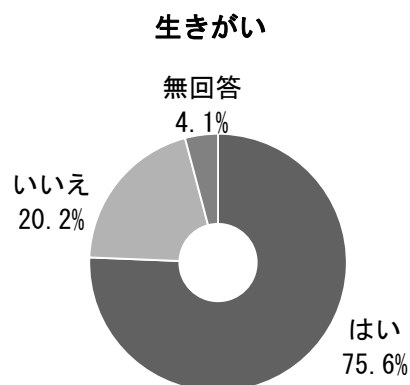
【対応する基本目標】

- 2 健康保持・介護予防の推進
- 4 高齢者の社会参加の促進
- p61, p69から

③ 社会参加について

◆ 生きがいについて

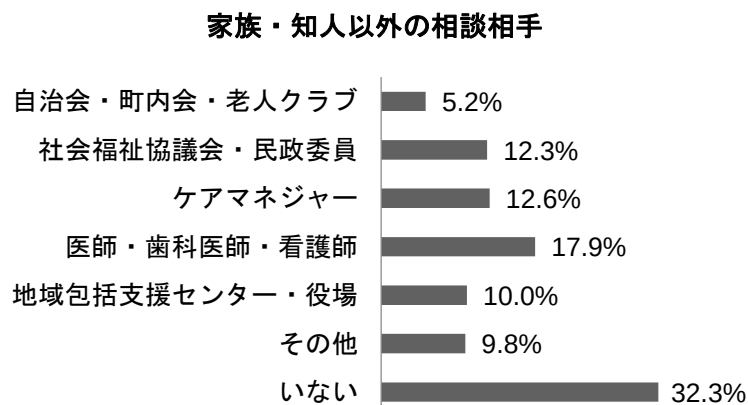
生きがいがあるかについて、「はい」が75.6%となっています。高齢者が生きがいをもって生活できるために、今後も就業機会の提供や円滑に社会参加できる環境を整備していきます。



【対応する基本目標】
4 高齢者の社会参加の促進
→p69から

◆ 家族や友人・知人以外で相談できる相手について

家族や友人・知人以外で相談できる相手について、「いない」が32.3%で最も多く、次いで「医師・看護師」が17.9%となっています。今後も、高齢者施策に対する総合的窓口として、地域包括支援センターの機能の充実と活動の周知を行っていきます。

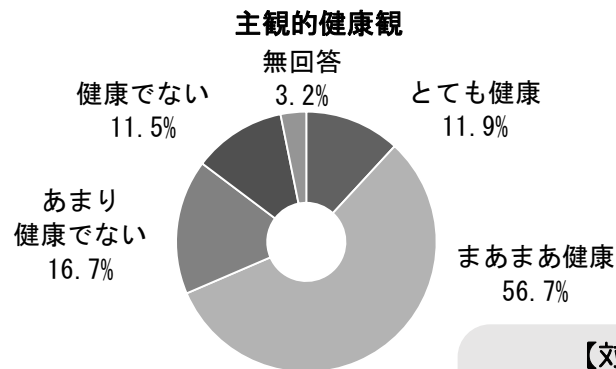


【対応する基本目標】
5 計画推進体制の整備
→p71から

④ 健康について

◆ 主観的健康観について

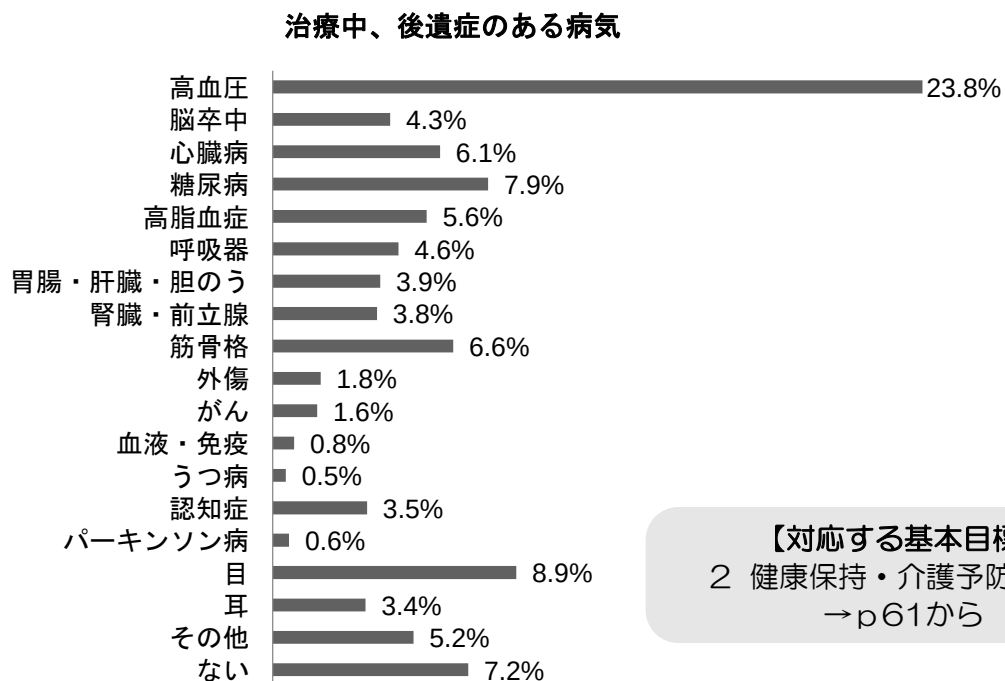
自分で健康かと思うかについて、「まあまあ健康」が56.7%で最も多く、次いで「あまり健康でない」が16.7%となっています。「とても健康」と「まあまあ健康」を合わせると68.6%の方が「健康的」と回答しています。



【対応する基本目標】
2 健康保持・介護予防の推進
→p61から

◆ 現在治療中、また後遺症のある病気について

現在治療中、または後遺症のある病気については、最も多いのが「高血圧」で23.8%でした。「ない」と回答したのは、全体の7.2%であり、残りの9割強の方が何かしらの病気を患っていると考えられます。



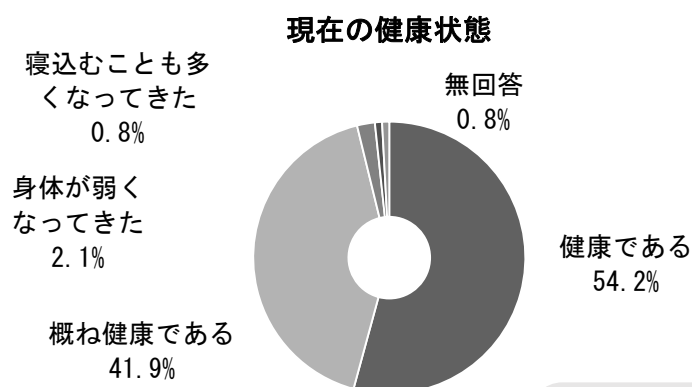
【対応する基本目標】
2 健康保持・介護予防の推進
→p61から

(5) セカンドライフ予備群調査（55歳～64歳）の結果より

① 健康について

◆ 現在の健康状態について

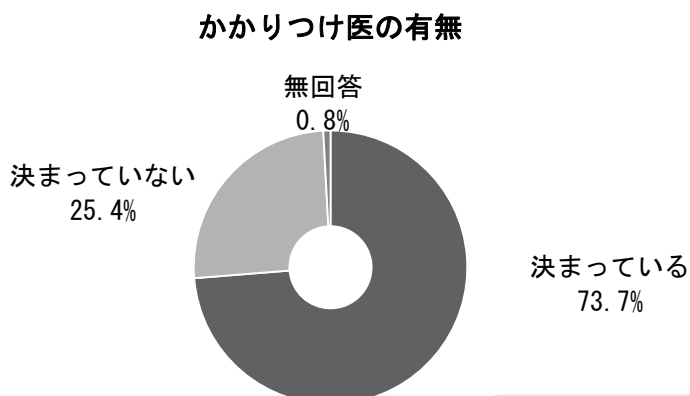
自分の現在の健康状態について、「健康である」が54.2%で最も多く、次いで「持病等はあるものの、概ね健康である」が41.9%「疲れやすい、風邪をひきやすい等、身体が弱くなってきた」が2.1%となっています。「健康である」と「概ね健康である」を合わせると96.1%の方が「健康である」と回答しています。



【対応する基本目標】
2 健康保持・介護予防の推進
→ p61から

◆ かかりつけ医は決まっているか

かかりつけ医が「決まっている」が73.7%、「決まっていない」が25.4%となっています。



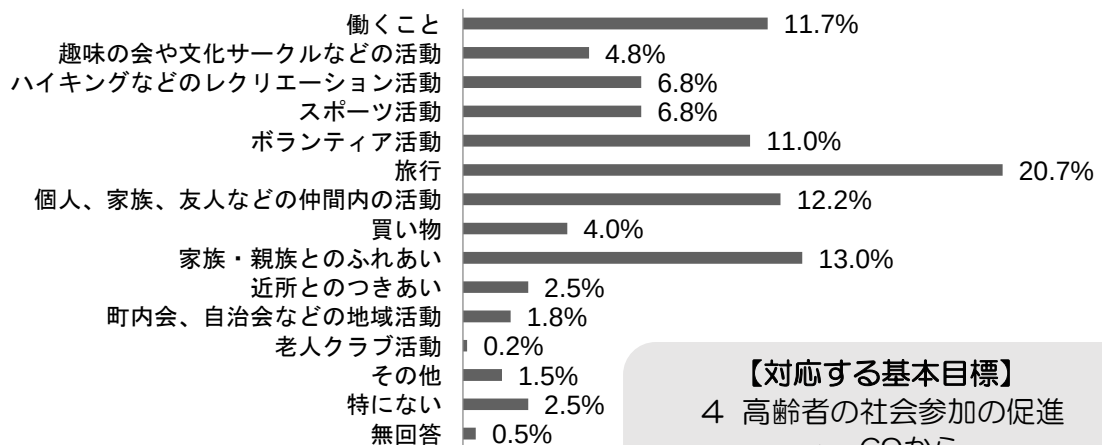
【対応する基本目標】
2 健康保持・介護予防の推進
→ p61から

② 生きがいづくりについて

◆ 今後生きがいにしたいことについて

今後、生きがいにしたいことは、「旅行」が20.7%で最も多く、次いで「家族・親族とのふれあい」が13.0%、「個人、家族、友人等の仲間内の活動」が12.2%となっています。

今後の生きがいにしたいこと



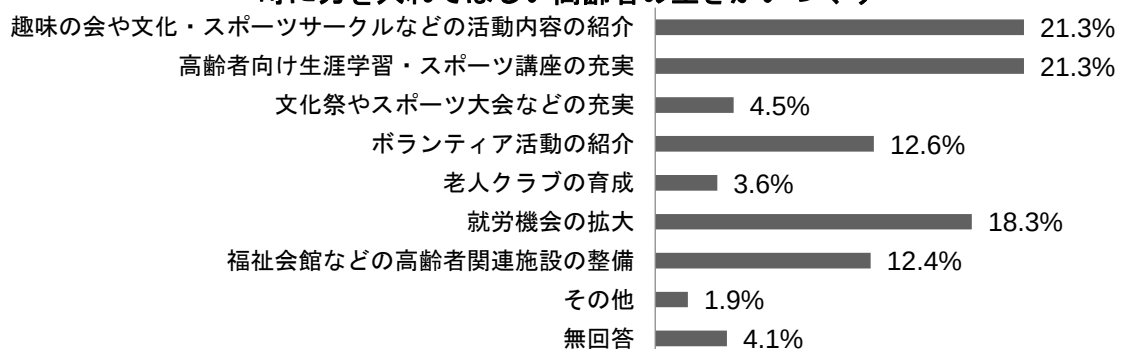
【対応する基本目標】

4 高齢者の社会参加の促進
→p69から

◆ 今後、町に力を入れてほしいものについて

「趣味の会や文化・スポーツサークル等の活動内容の紹介」と「高齢者向け生涯学習・スポーツ講座の充実」がそれぞれ21.3%と最も多く、次いで「就労機会の拡大」が18.3%となっており、「施設の整備」を望む声は12.4%となっています。高齢者が自身の生きがいを見つけられるように、情報提供の体制を整備していきます。

町に力を入れてほしい高齢者の生きがいづくり



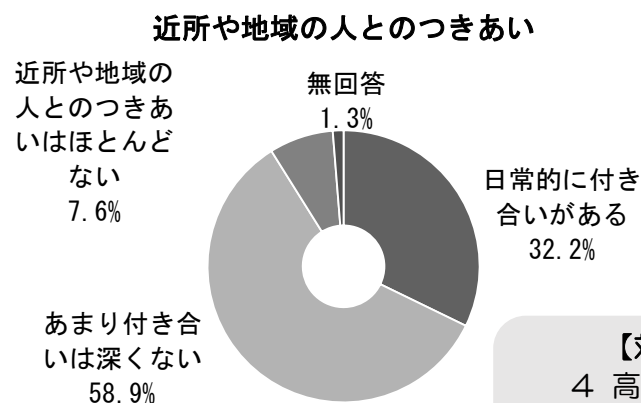
【対応する基本目標】

4 高齢者の社会参加の促進
5 計画推進体制の設備
→p69, p71から

③ 近所付き合い、地域活動等について

◆ 近所や地域の方との付き合いについて

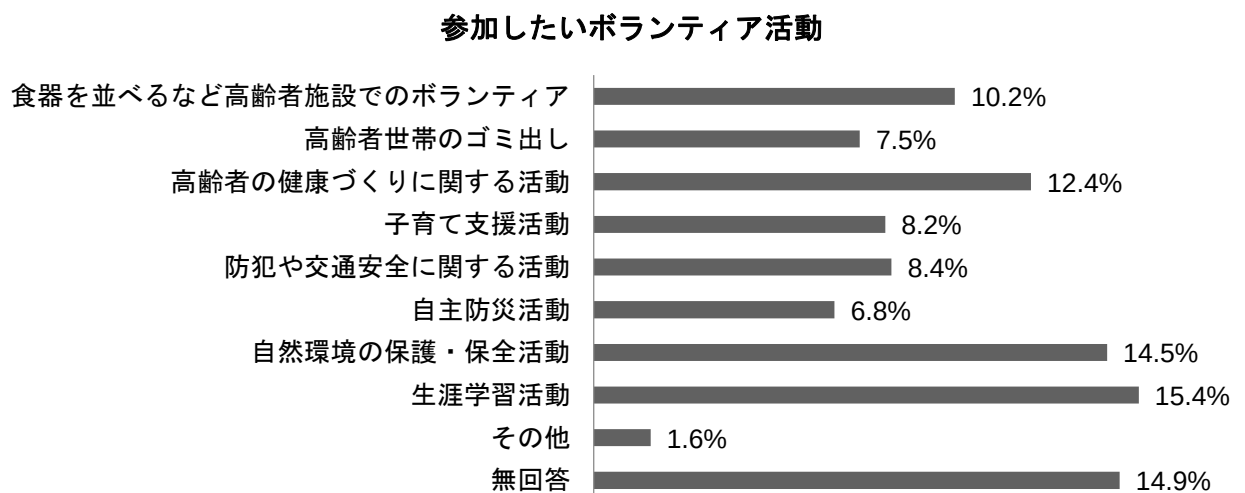
「あいさつ程度はするが、あまり付き合いは深くない方だ」が58.9%で最も多く、次いで「よく立ち話をしたり、日常的に付き合いがある方だ」が32.2%、「ご近所や地域との付き合いはほとんどない」は7.6%となっています。地域での交流を深める機会の提供方法について検討していきます。



【対応する基本目標】
4 高齢者の社会参加の促進
→ p 69から

◆ 参加したいボランティア活動について

参加したいボランティア活動は、「生涯学習活動」が15.4%で最も多く、次いで「自然環境の保護・保全活動」が14.5%、「高齢者の健康づくりに関する活動」が12.4%となっています。

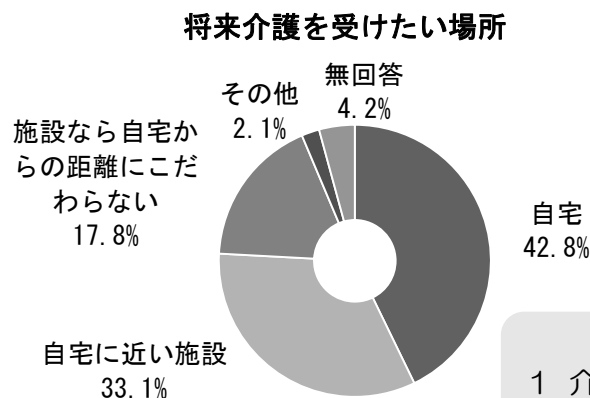


【対応する基本目標】
4 高齢者の社会参加の促進
→ p 69から

④ 将来の介護利用について

◆ 将来介護を受けたい場所について

「自宅」が42.8%で最も多く、次いで「自宅から近い特別養護老人ホームや有料老人ホーム等の施設」が33.1%、「特別養護老人ホームや有料老人ホーム等の施設なら自宅からの距離にこだわらない」が17.8%となっています。



【対応する基本目標】

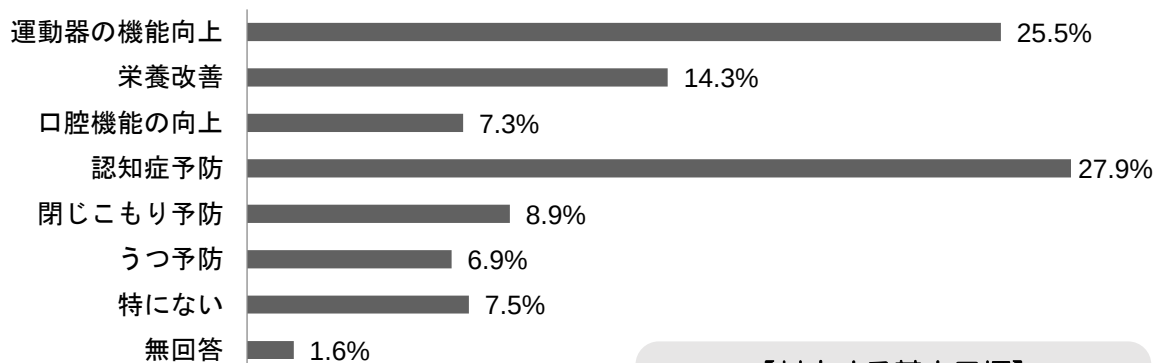
- 1 介護保険サービスの適切な運営
 - 5 計画推進体制の設備
- p39, p71から

⑤ 町の高齢者施策について

◆ 利用したい介護予防事業について

「認知症予防」が27.9%で最も多く、次いで「運動器の機能向上」が25.5%、「栄養改善」が14.3%となっています。今後も、運動器の機能向上や認知症予防等のプログラムを複合的に実施する介護予防事業を実施していきます。

介護予防事業の利用意向



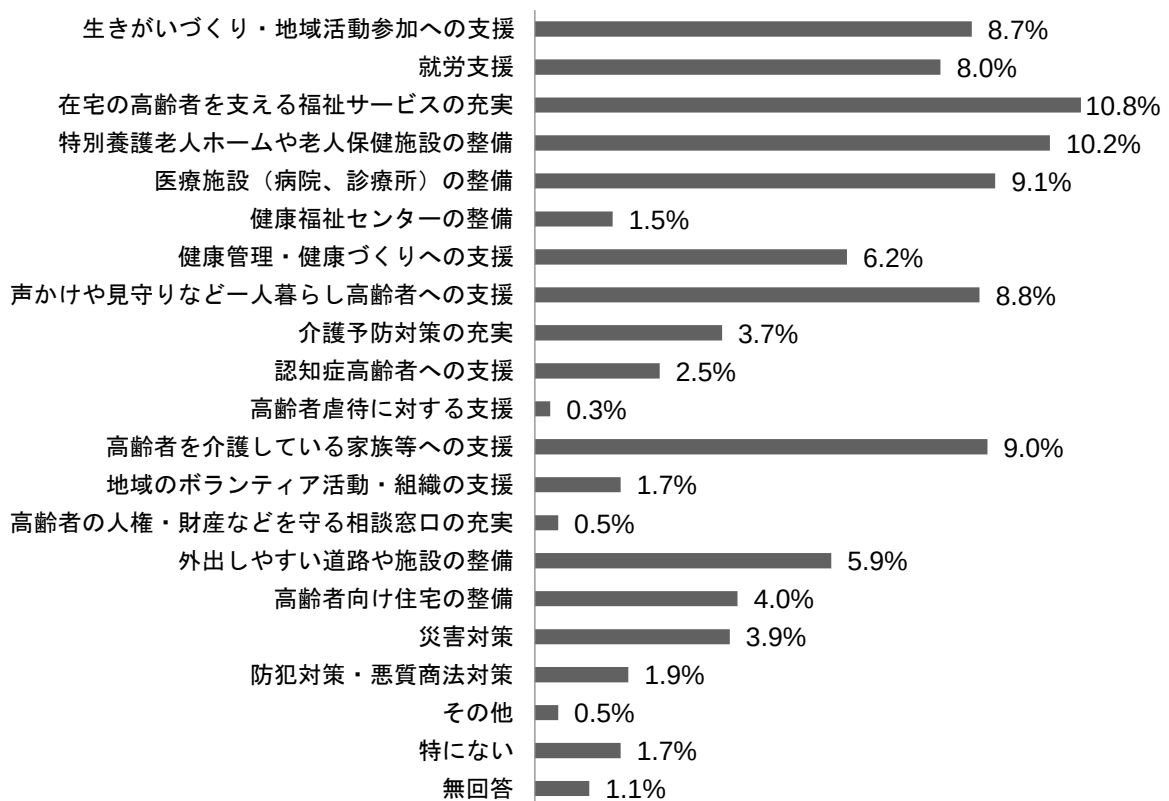
【対応する基本目標】

- 1 介護保険サービスの適切な運営
 - 2 健康保持・介護予防の推進
- p39, p61から

◆ 今後、特に充実させてほしい町が取り組むべき高齢者の施策について

今後、特に充実させてほしい高齢者施策は、「在宅の高齢者を支える福祉サービスの充実」が10.8%で最も多く、次いで「特別養護老人ホームや老人保健施設の整備」が10.2%、「医療施設（病院、診療所）の整備」が9.1%となっています。さまざまなニーズに対応していくためにも、本計画の推進を確実なものにしていくことが求められます。

今後充実してほしい高齢者施策



2 介護保険事業の給付実績

介護予防サービスの給付については、平成23年度から25年度で14,916千円の増となっており、平成23年度比17.1%の伸び率となっています。

介護サービスの給付については、平成23年度から25年度で155,654千円の増となっており、平成23年度比9.9%の伸び率となっていますが、特に訪問看護で24年度から25年度の伸び率が26.9%、通所介護で17.2%となっており、給付が増えています。

1 介護予防サービス給付

(千円)

サービス種類	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
介護予防サービス				
介護予防訪問介護	17,882	20,398	19,243	18,433
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	3,897	4,577	5,317	6,431
介護予防訪問リハビリテーション	1,524	2,918	612	138
介護予防居宅療養管理指導	617	576	408	503
介護予防通所介護	25,619	29,560	30,936	34,429
介護予防通所リハビリテーション	11,853	12,403	15,158	15,683
介護予防短期入所生活介護	714	246	530	861
介護予防短期入所療養介護	0	70	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	9,811	7,627	11,730	9,247
介護予防福祉用具貸与	2,103	2,801	3,223	3,534
特定介護予防福祉用具販売	663	441	948	622
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	728	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	221	108	793	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
住宅改修	2,585	3,512	3,228	3,589
介護予防支援	9,228	9,877	10,235	10,369
介護予防サービスの総給付費	87,445	95,114	102,361	103,839

2 介護サービス給付

(千円)

サービス種類	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
居宅サービス				
訪問介護	116,672	139,099	153,024	182,715
訪問入浴介護	33,014	30,548	29,500	31,202
訪問看護	32,164	34,234	43,433	54,896
訪問リハビリテーション	5,938	7,163	3,965	4,079
居宅療養管理指導	14,000	14,673	18,246	21,820
通所介護	158,326	170,503	199,897	221,976
通所リハビリテーション	80,732	92,276	96,984	110,680
短期入所生活介護	78,850	75,680	68,206	73,192
短期入所療養介護	4,334	3,165	2,245	3,127
特定施設入居者生活介護	113,032	121,579	129,987	173,845
福祉用具貸与	52,438	53,985	58,607	62,285
特定福祉用具販売	1,984	2,307	2,146	2,843
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	27,000	30,396	25,692	30,571
小規模多機能型居宅介護	24,375	24,083	30,293	23,776
認知症対応型共同生活介護	101,897	96,824	99,512	98,096
住宅改修	4,012	5,129	5,628	6,724
居宅介護支援	72,789	77,218	83,354	93,523
介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	302,280	295,072	301,101	309,972
介護老人保健施設	303,328	347,960	332,492	345,263
介護療養型医療施設	42,406	33,771	40,913	51,035
介護サービスの総給付費	1,569,571	1,655,665	1,725,225	1,901,620

3 地域支援事業費の実績

(千円)

サービス種類	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
地域支援事業費				
介護予防事業費	30,851	16,749	16,739	20,042
包括的支援事業費	21,315	20,367	19,714	22,000
任意事業	3,346	3,696	4,009	4,839
地域支援事業費の合計	55,512	40,812	40,462	46,881

第3章

介護保険施策の展開

第3章 介護保険施策の展開

団塊の世代が後期高齢者になる、平成37年を目途に高齢者が健康で安心して生活できるようにするため、介護保険施策をこれまでの実績を踏まえながら展開していくことが求められます。第6次計画では制度改正を見据えながら、平成37年の制度確立のための準備を進めていきます。

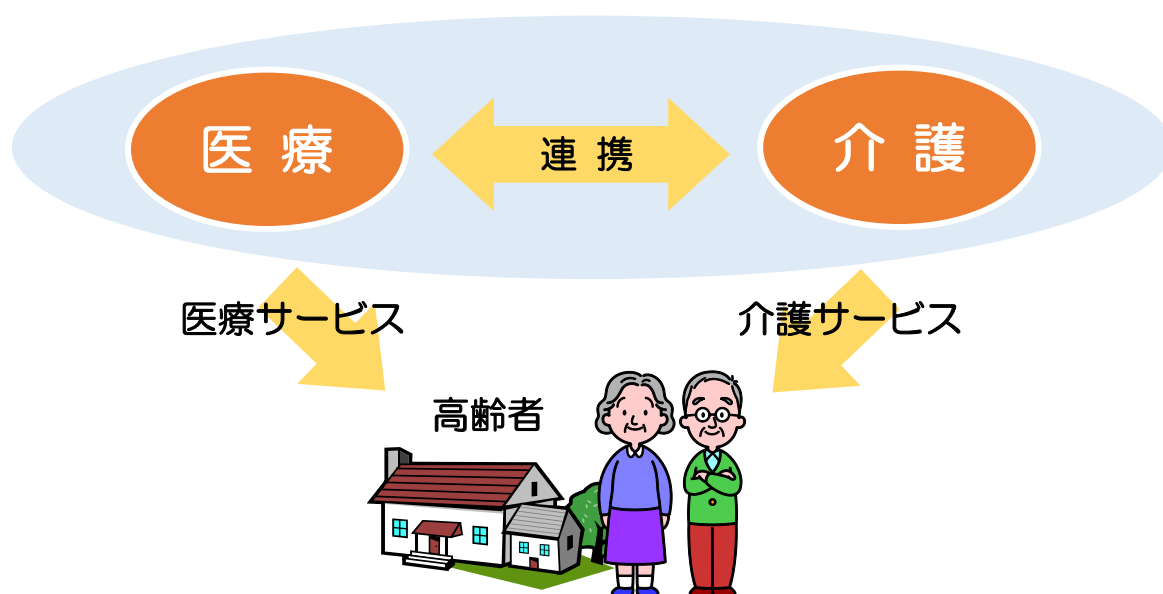
1 地域包括ケアシステムの構築に向けて

今後も継続的な介護保険施策を展開するためには地域包括ケアシステムを構築していくことが必要とされています。国より示されている重点課題について、町では次のとおり取り組みます。

(1) 在宅医療・介護連携の推進

介護保険では、できるだけ自宅で暮らしたいという人には、さまざまな介護サービス等を組み合わせることで安心して生活できるように取り組みを進めてきました。介護だけではなく、ここに医療的措置が必要な場合もあり、医療部門と介護部門の連携を取ることで、自宅で暮らしたいと希望する人に対応することができます。

そのために、茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎歯科医師会、茅ヶ崎寒川薬剤師会といった、医療部門との連携を進めていきます。第6次計画では、在宅医療・介護に携わる多職種の従事者との連携も重要なことから、茅ヶ崎市とも連携し、多職種連携のための研修や、さまざまな情報を集約し提供する（仮称）在宅医療・介護連携支援センターの整備を進めます。



(2) 認知症施策の推進

国が平成25年度から推進している「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)※¹」では、認知症ケアパスの作成、認知症の早期診断・早期対応、医療・介護サービスの整備等がうたわれています。

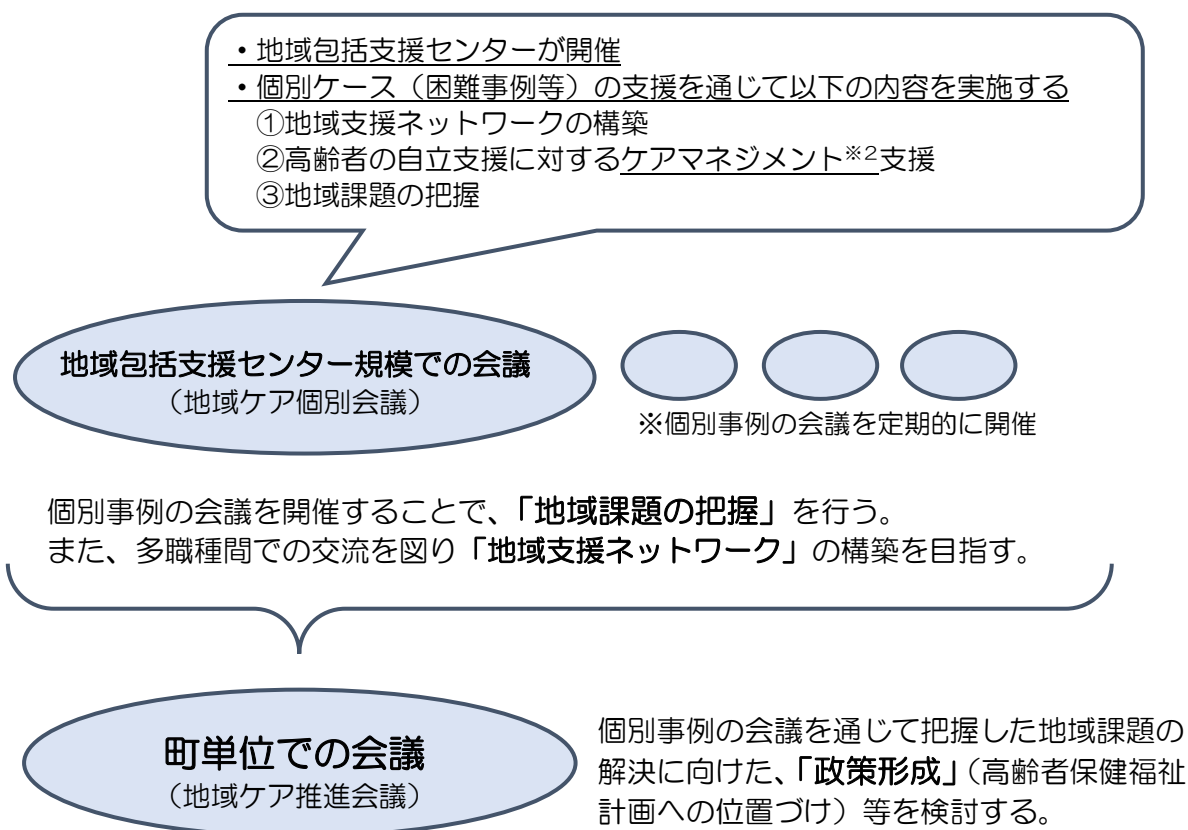
① 認知症ケアパスの作成

認知症ケアパスとは、認知症に関する手引き書のことです。各サービスの紹介やその利用方法、困ったときの関連機関の連絡先等が記載されています。本町では認知症ケアパスを作成し、毎年更新を続けていきます。

② 地域ケア会議の開催

地域ケア会議とは、地域包括支援センターが主体となり実施する会議で、高齢者に対する個別の困難事例、または町単位の事例を検討することで、地域課題を把握し、政策形成につなげることを目的としています。

地域ケア会議 イメージ図



※1 認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）：厚生労働省が示した認知症施策に対する平成25年度からの5か年計画。増加する高齢者人口に対応していくための、7つの政策課題。

※2 ケアマネジメント：介護支援専門員（ケアマネジャー）による支援サービス

③ 認知症地域支援推進員

認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、町の医療機関や各支援機関、介護サービス関係機関等それぞれのサービスを適切に提供できるよう調整します。

認知症地域支援推進員

平成27～28年度

候補者を選定。国や県が主催する研修等へ派遣し、認知症地域支援推進員として養成。

平成29年度

地域包括支援センターに認知症地域支援推進員として配置。

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けられるように、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援、認知症の人とその家族を支援する相談業務等を行う。

※地域包括支援センターに2～3名程度配置予定

※保健師・看護師等の専門職

④ 認知症サポーター養成研修の開催

「認知症になっても安心して暮らせるまち」を目指すため、「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症についての正しい知識と具体的な対応方法等の普及を図ります。また、町内の中学校3年生に対しては、卒業前に中学校の協力を得ながら講座を開催し、若年層に対して認知症知識の普及を図ります。なお、平成26年9月1日現在、受講者数は4,460人、人口比率は9.4%です。

受講者見込み数

平成 27 年度	28 年度	29 年度
610人 (中学生460人/一般150人)	570人 (中学生420人/一般150人)	620人 (中学生470人/一般150人)



認知症サポーター養成講座
受講者に配布される
「オレンジリング」



認知症サポーターキャラバン
マスコットキャラ「ロバ隊長」

(3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進（協議体の設置）

高齢者に対して、より快適で暮らしやすい環境を整備するため、関係者等で構成される協議体を設置します。そして、その協議体の中で地域の実情に即したサービスの実施を検討します。

また、高齢者と必要とされるサービスを結びつける役割をもった生活支援コーディネーターを協議体の中から選出し、円滑なサービス提供体制を整備します。

協議体

多様な関係主体間の定期的な情報共有および連携・協働による取り組みを推進するため、定期的な会議を実施します。

社会福祉法人

自治会

ボランティア

企業

行政

等

生活支援コーディネーター

生活支援コーディネーターを協議体の中から選出し、地域に必要とされるサービスの調整を行う。



支援の方策を考案

- ・不足するサービスの創出
- ・サービスの担い手の養成
- ・元気な高齢者が活動する場の確保

ネットワークの構築

- ・関係者間の情報共有
- ・サービス提供主体間連携の体制づくり

事業	平成 27 年度	28 年度	29 年度
生活支援・介護予防サービスの基盤整備	・協議体の設置 ・サービス検討 ・コーディネーター候補者の選出	・サービス検討 ・コーディネーター養成	・サービス検討 ・コーディネーター配置

2 基本目標 1 介護保険サービスの適切な運営

今後、高齢者の増加に伴い要介護（支援）の認定者も増加すると予測しています。それに伴い介護サービスの利用量も増大すると推計され、状態に応じた適切な介護サービスが提供される環境を計画的に整備し、そのために必要な財源を確保する等、安定して制度運営を行えるようにします。

町の人口及び将来推計

(人・%)

区分	第5次計画期間			第6次計画期間		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総人口	47,483	47,450	47,442	47,421	47,297	47,173
第1号被保険者 (65歳以上)	10,279	10,737	11,357	11,845	12,103	12,362
(高齢化率)	21.6	22.6	23.9	25.0	25.6	26.2
前期高齢者数 (65歳～74歳)	6,261	6,503	6,886	7,019	6,960	6,902
後期高齢者数 (75歳以上)	4,018	4,234	4,471	4,826	5,143	5,460
第2号被保険者数 (40～64歳人口)	16,261	16,244	16,078	15,748	15,698	15,647

町の要支援・要介護認定者数及び将来推計

(人)

要支援・要介護認定者数	1,248	1,323	1,410	1,573	1,714	1,871
前期高齢者 (65歳～74歳)	227	240	256	263	273	283
後期高齢者 (75歳以上)	972	1,040	1,109	1,254	1,385	1,531
第2号被保険者 (40歳～64歳)	49	43	45	56	56	57
要支援・要介護度別認定者数、推計						
要支援1	144	145	156	172	181	195
要支援2	175	177	155	191	202	222
要介護1	192	241	288	351	419	492
要介護2	246	255	255	266	281	292
要介護3	155	175	188	219	246	268
要介護4	220	193	201	176	155	139
要介護5	116	137	167	198	230	263

(各年10月1日現在)

1 介護予防・介護サービス支援

(1) 介護予防サービス・居宅サービス

介護予防サービスは、要支援1及び要支援2の方を対象として実施される、生活機能の維持・向上を目的としたサービスです。

居宅サービスは、要介護1以上の方を対象として実施される、自宅で介護を受けるサービスです。

① 介護予防訪問介護・訪問介護（ホームヘルプ）

介護福祉士や訪問介護員が要介護者宅等を訪問して、要介護者等に食事、入浴、排せつ等、必要な身体の介護や、衣類の洗濯等必要な家事を行うサービスを提供します。生活援助は自分で家事をすることが困難で、家族も支援できない場合等に利用できます。

なお、介護予防訪問介護については、平成29年4月から地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）へ移行します。

区 分		実績			見込量		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
介護予防訪問介護	人数(人/月)	87	87	93	98	101	0
訪問介護	回数(回/月)	2,624	2,759	3,076	3,333	3,500	3,700
	人数(人/月)	195	210	213	261	275	291

② 介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

入浴車が要介護者宅等を訪問し、浴槽を居宅に持ち込み、要介護者等の心身の状態について十分な配慮の下で高齢者を介助し、入浴の機会を提供します。

区 分		実績			見込量		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
介護予防訪問入浴介護	人数(人/月)	0	0	0	1	1	1
訪問入浴介護	回数(回/月)	214	207	200	220	228	239
	人数(人/月)	40	37	37	40	43	45

③ 介護予防訪問看護・訪問看護

主治医の指示に基づいて看護師等が要介護者等の家庭を訪問し、健康チェック、医学的処置、服薬管理、家族への療養上の指導、ターミナルケア*等のサービスを提供します。

区 分		実績			見込量		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
介護予防訪問看護	人数(人/月)	15	17	20	21	22	23
訪問看護	回数(回/月)	407	580	701	851	1,019	1,192
	人数(人/月)	80	97	105	125	141	153

④ 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が要介護者等の居宅を訪問し、心身機能の維持回復を図ることを目的として、医師の指示に基づき必要なりハビリテーションを提供します。

区 分		実績			見込量		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
介護予防訪問リハビリテーション	人数(人/月)	8	2	1	1	1	1
訪問リハビリテーション	日数(日/月)	210	98	118	228	249	275
	人数(人/月)	19	9	10	22	25	27

⑤ 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

通院が困難な要介護者等の自宅に医師や歯科医師、薬剤師等が訪問し、療養上の管理および指導を行うサービスです。

区 分		実績			見込量		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
介護予防居宅療養管理指導	人数(人/月)	5	5	5	8	10	11
居宅療養管理指導	人数(人/月)	100	134	160	198	251	315

*ターミナルケア：最善の医療をつくしても改善が期待できず、近い将来に死が訪れることがわかっている人に対する介護

⑥ 介護予防通所介護・通所介護（デイサービス）

特別養護老人ホーム又はデイサービス事業所に通い、食事、入浴、排せつ等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練等のサービスの提供を受けるものです。

なお、介護予防通所介護については、平成29年4月から地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）へ移行します。

区 分		実績			見込量		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
介護予防通所介護	人数(人/月)	73	78	84	95	105	0
通所介護	回数(回/月)	1,651	1,945	2,182	2,328	2,650	3,007
	人数(人/月)	201	229	244	265	294	326

⑦ 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション（デイケア）

主治医が必要と認めた場合に、介護老人保健施設、病院および診療所に通い、必要なリハビリテーションや健康チェック、食事、入浴等のサービスの提供を受けるものです。

区 分		実績			見込量		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
介護予防通所リハビリテーション	人数(人/月)	25	30	27	32	35	39
通所リハビリテーション	回数(回/月)	822	865	957	1,086	1,120	1,179
	人数(人/月)	101	101	110	114	120	128

⑧ 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設等に短期間入所し、食事、入浴、排せつ等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練等を受けるサービスです。

区 分		実績			見込量		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
介護予防短期入所生活介護	人数(人/月)	1	2	3	7	9	11
短期入所生活介護	日数(日/月)	754	684	700	768	768	768
	人数(人/月)	90	89	90	131	131	131

⑨ 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護や医学的管理の下における介護および機能訓練、その他の必要な医療ならびに日常生活上の世話等を受けるサービスです。

区 分		実績			見込量		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
介護予防短期入所療養介護	人数(人/月)	1	0	0	1	1	1
短期入所療養介護	回数(回/月)	33	18	27	33	33	33
	人数(人/月)	5	3	4	4	4	4

⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

特定施設の指定を受けた有料老人ホーム等に入所している要介護者等が、食事、入浴、排せつ等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

区 分		実績			見込量		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人/月)	9	11	7	15	16	20
特定施設入居者生活介護	人数(人/月)	53	58	68	92	97	104

⑪ 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具および機能訓練のための用具の貸与が受けられるサービスです。

区 分		実績			見込量		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
介護予防福祉用具貸与	人数(人/月)	53	57	57	69	78	90
福祉用具貸与	人数(人/月)	294	322	349	366	402	441

⑫ 特定介護予防福祉用具販売・特定福祉用具販売

ポータブルトイレ、特殊尿器、入浴補助具等入浴や排せつに使う用具（厚生労働大臣が定めるもの）の購入費の一部（支給限度額あり）を支給します。

区 分		実績			見込量		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
特定介護予防福祉用具販売	人数(人/月)	2	4	2	5	6	7
特定福祉用具販売	人数(人/月)	8	9	9	11	12	13

⑬ 介護予防住宅改修・住宅改修

在宅における住環境の改善を目的とした、段差を解消したり廊下や階段に手すりをつけたりする等の小規模な改修に対して、介護保険から費用の一部（支給限度額あり）を支給します。

区 分		実績			見込量		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
介護予防住宅改修	人数(人/月)	3	2	3	4	5	6
住宅改修	人数(人/月)	5	5	6	8	9	10

⑭ 介護予防支援・居宅介護支援（ケアマネジメント）

介護予防支援とは、要支援者が介護予防サービスを利用するために、地域包括支援センターの保健師等が行う介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整等の支援を受けるサービスです。

居宅介護支援とは、要介護者が居宅サービスを利用する際に、介護支援専門員（ケアマネジャー）が行う、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整等の支援を受けるサービスです。

区 分		実績			見込量		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
介護予防支援	人数(人/月)	186	190	193	213	228	254
居宅介護支援	人数(人/月)	481	514	549	664	725	796

(2) 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス

日々の生活を住み慣れた地域で送ることができるよう、地域密着型サービスを提供します。これは、町が直接事業者を指定し、指導監督も行いながら要支援または要介護と認定された方に提供するサービスです。

なお、平成28年4月から居宅サービスにおける小規模な通所介護は、地域密着型サービスへ移行します。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

区 分		実績			見込量		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人/月)	0	0	0	7	15	20

② 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護

認知症の方が認知症専門のデイサービス事業所やグループホームに通い、その施設において食事、入浴、排せつ等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練等のサービスを受けるものです。

区 分		実績			見込量		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
介護予防認知症対応型通所介護	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数(回/月)	215	182	211	246	246	246
	人数(人/月)	21	21	23	27	27	27

③ 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護

デイサービスに類する「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて利用できるサービスです。

区 分		実績			見込量		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人/月)	1	1	0	2	2	2
小規模多機能型居宅介護	人数(人/月)	13	15	10	20	20	20

- ④ 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
認知症の方が、5～9人のグループで共同生活を営み、その住居で食事、入浴および排せつ等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練等を受けるサービスです。

区 分		実績			見込量		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	人数(人/月)	34	34	32	35	35	35

(3) 施設サービス

施設に入所・入院して介護を受けるサービスです。

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、入所定員30名以上のものであって、この施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、食事、入浴、排せつ等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等を行うことを目的とする施設です。

区 分		実績			見込量		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
介護老人福祉施設	人数(人/月)	102	102	103	119	133	149

② 介護老人保健施設（老健）

介護保険法第94条第1項に規定する施設であって、この施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練、その他の必要な医療ならびに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設です。

区 分		実績			見込量		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
介護老人保健施設	人数(人/月)	108	108	112	116	123	126

③ 介護療養型医療施設（療養病床等）

療養型病床群等を有する病院または診療所等であって、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話および機能訓練等の必要な医療を行うことを目的とする施設です。

なお、平成18年に示された医療制度改革において、療養病床を再編することが決まり、介護療養型医療施設は平成23年度末までに廃止とされていますが、現在、国において、そのあり方が検討されています。

区 分		実績			見込量		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
介護療養型医療施設	人数(人/月)	8	9	9	13	13	13

2 地域支援事業

地域の高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として地域支援事業を実施します。

(1) 包括的支援事業

地域包括支援センターを設置することにより、関係機関との連携、社会資源の活用を図りながら、介護サービスだけでなく権利擁護等も含めた包括的・継続的なマネジメント支援を実施します。

包括的支援事業の実績と見込み量

(箇所)

事業区分	実績			見込み量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
(1) 包括的支援事業						
地域包括支援センターの設置	1	1	1	1	1	1

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

本計画期間内に新たな総合事業に取り組む必要があります。第1号被保険者や要支援者に向けた事業を行います。新しい総合事業では、平成29年4月から介護予防訪問介護と介護予防通所介護を本事業に移行することや、NPO※・民間企業・ボランティア等の地域の多様な主体を活用して、高齢者支援を行うことを目指します。

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の実績と見込み量

(人/年)

事業区分	実績			見込み量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）						
二次予防事業						
二次予防事業対象者把握事業	1,621	1,664	1,700	1,700	1,700	—
健康つみたて教室	67	57	60	75	75	75
介護予防訪問介護（人/月）	—	—	—	—	—	108
介護予防通所介護（人/月）	—	—	—	—	—	113
一次予防事業						
元気はっけん教室	92	101	100	100	100	100
お父さんのためのアンチエイジング講座	—	—	20	50	50	50
高齢者健康トレーニング教室	83	109	100	100	100	100
生活支援型デイサービス	28	26	28	30	30	30

※NPO：非営利団体。行政・企業とは別に社会的活動をする民間組織。

(3) 任意事業

地域の実情に応じて、介護している家族等のさまざまなニーズに対応したサービスを提供することにより、家族等の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るほか、地域で自立した生活を継続することができるよう必要な支援を行います。

任意事業の実績と見込み量

(人/年)

事業区分	実績			見込み量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
(3) 任意事業						
家族介護支援事業	17	17	20	40	40	40
高齢者スポーツ大会	174	165	175	180	185	190
認知症サポーター養成講座	820	610	600	610	570	620
徘徊高齢者SOSネットワーク事業 ※	29	34	38			
住宅改修支援事業 ※	32	19	30			
介護相談員派遣事業（箇所） ※	16	16	17			
成年後見制度利用支援事業 ※	2	2	2			

※一部、事業の内容、性質的に実績のみ掲載

3 保険料の適正な算出

(1) 介護保険の財源

介護（予防）給付費は、半分が国、都道府県、市町村の負担による公費、半分が被保険者の介護保険料で賄われ、介護保険料は第1号被保険者（65歳以上の高齢者）と第2号被保険者（40歳から64歳の方）の人口比で按分されます。

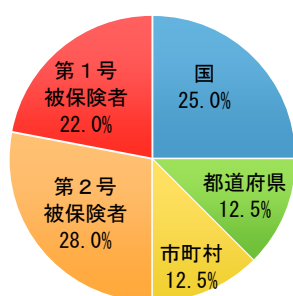
第1号被保険者の介護保険料は、介護サービスに係る費用等から算出される基準額をもとに負担能力に応じた負担を求める観点から、課税状況等に応じて段階別に設定されています。

また、第2号被保険者の介護保険料は各健康保険等、その方が加入している医療保険の保険料算出方法に基づき決められ、保険者が徴収した介護保険料は社会保険診療報酬支払基金に全国分が一括して集められ、そこから市町村に交付されています。

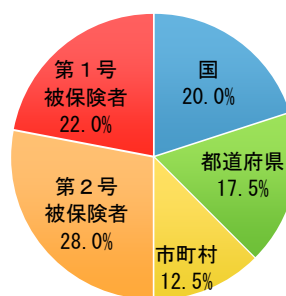
介護給付費における国、都道府県、市町村の負担割合は居宅給付費と施設等給付費で異なり、居宅給付費では、国が25%、都道府県が12.5%、市町村が12.5%で、施設等給付費では、国が20%、都道府県が17.5%、市町村が12.5%となります。なお、国は調整交付金を含む割合です。なお、第1号被保険者の負担額は居宅、施設とも22%、第2号被保険者の負担額は28%です。

地域支援事業については、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業で異なり、介護予防・日常生活支援総合事業では、国が25%、都道府県が12.5%、市町村が12.5%、第1号被保険者22%・第2号被保険者28%、包括的支援事業・任意事業では、国が39.0%、都道府県が19.5%、市町村が19.5%、第1号被保険者が22%で、第2号被保険者の費用負担はありません。

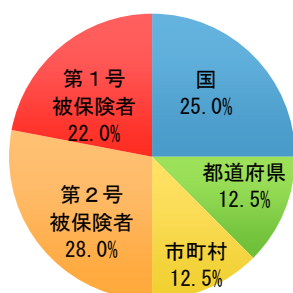
居宅サービス



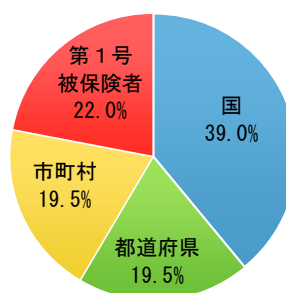
施設サービス



介護予防・日常生活支援総合事業

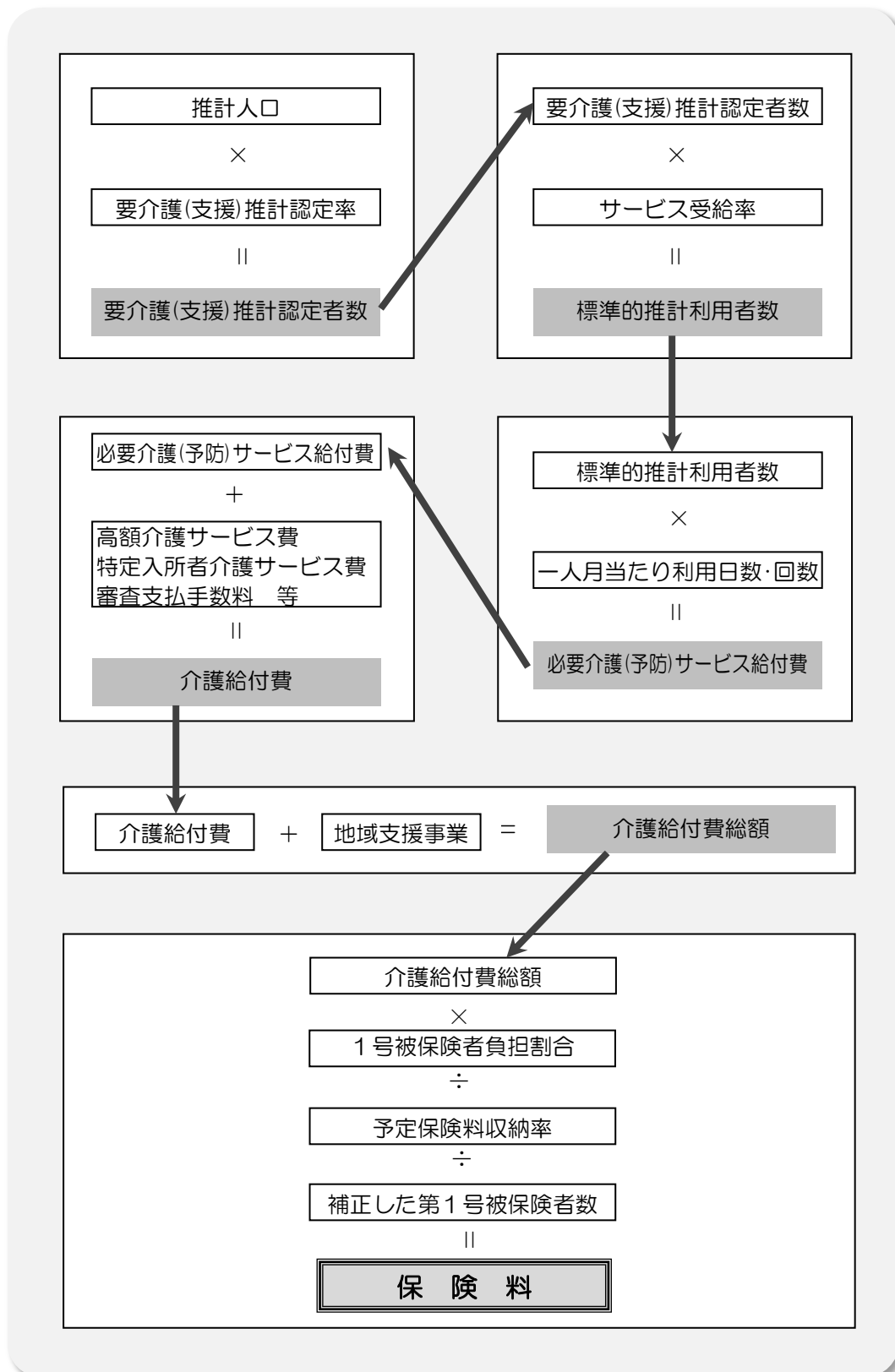


包括的支援事業・任意事業



(2) 介護保険料の算出方法

第1号被保険者の介護保険料の算出までの流れは、次のようになります。



(3) 介護予防サービス・介護サービス給付費の見込み

介護予防サービス

(千円)

サービス種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防サービス			
介護予防訪問介護	21,531	22,368	0
介護予防訪問入浴介護	433	433	433
介護予防訪問看護	7,561	8,576	10,555
介護予防訪問リハビリテーション	152	152	152
介護予防居宅療養管理指導	692	824	1,003
介護予防通所介護	36,069	38,809	0
介護予防通所リハビリテーション	16,274	17,911	19,967
介護予防短期入所生活介護	959	1,189	1,327
介護予防短期入所療養介護	946	946	946
介護予防特定施設入居者生活介護	13,166	18,825	25,680
介護予防福祉用具貸与	3,659	4,077	4,695
特定介護予防福祉用具販売	1,189	1,402	1,725
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,997	1,997	1,997
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
住宅改修	4,860	5,376	6,282
介護予防支援	11,613	12,467	13,839
介護予防サービスの総給付費 (I)	121,101	135,352	88,601

介護サービス

(千円)

サービス種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅サービス			
訪問介護	190,581	203,592	212,967
訪問入浴介護	33,402	34,517	36,085
訪問看護	65,009	78,526	92,467
訪問リハビリテーション	4,822	5,958	7,217
居宅療養管理指導	22,142	28,218	34,005
通所介護	235,025	264,930	298,897
通所リハビリテーション	122,637	123,301	125,942
短期入所生活介護	75,615	75,615	75,615
短期入所療養介護	3,888	3,888	3,888
特定施設入居者生活介護	200,811	208,504	219,121
福祉用具貸与	63,824	68,733	73,278
特定福祉用具販売	3,252	3,496	3,572
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	17,160	33,466	43,062
認知症対応型通所介護	31,077	31,077	31,077
小規模多機能型居宅介護	36,696	36,696	36,696
認知症対応型共同生活介護	105,337	105,337	105,337
住宅改修	7,413	8,819	10,010
居宅介護支援	108,533	118,552	130,304
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	349,748	393,243	442,092
介護老人保健施設	361,202	382,836	392,578
介護療養型医療施設	59,195	59,195	59,195
介護サービスの総給付費(Ⅱ)	2,097,369	2,268,499	2,433,405

(4) 保険給付費等の見込み額

介護予防サービス・介護サービス給付費に下表の②～⑥を足したものが介護保険給付費の総額となります。

保険給付費等の見込み額

(千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
介護予防サービス給付費（Ⅰ）	121,101	135,352	88,601	345,054
介護サービス給付費（Ⅱ）	2,097,369	2,268,499	2,433,405	6,799,273
① 計	2,218,470	2,403,851	2,522,006	7,144,327
②特定入所者介護サービス費等	46,150	47,150	48,150	141,450
③高額介護サービス費等	34,100	36,100	38,100	108,300
④高額医療合算介護サービス費等	8,100	8,600	9,100	25,800
⑤算定対象審査支払手数料	2,080	2,340	2,478	6,898
⑥地域支援事業費	54,598	74,871	142,891	272,360
合計 ①+②+③+④+⑤+⑥	2,363,498	2,572,912	2,762,725	7,699,135

(5) 保険料収納必要額と保険料基準額

第6次計画期間に見込まれる介護保険給付費の総額を賄えるよう、第1号被保険者が負担する保険料収納必要額と保険料額を算出します。第1号被保険者の保険料の算定は、第1号被保険者が負担する分（22%）について、調整交付金や保険料収納率等を加味し、所得段階に応じた被保険者数により算定します。なお、第6次計画では、これまでの町介護給付費準備基金の取り崩しにより、保険料負担の軽減を図ります。

保険料収納必要額

(千円)

	保険料収納必要額	金 額
① 介護保険給付費の総額		7,699,135
② 第1号被保険者負担相当額（①×22%）		1,693,810
③ 調整交付金相当額		371,339
④ 調整交付金見込額		0
⑤ 町介護給付費準備基金取り崩し額		234,000
⑥ 保険料収納必要額（②+③-④-⑤）		1,831,149

※調整交付金は前期高齢者数が後期高齢者数に対し全国平均より多いため、交付されない見込みです。

保険料基準額

	保険料基準額	金 額 ・ 率 ・ 人 数
⑦ 保険料収納必要額		1,831,149千円
⑧ 予定保険料収納率		97.0%
⑨ 所得段階別加入割合補正後被保険者数		37,931人
⑩ 第6次計画の第1号被保険者の介護保険料基準額（⑦÷⑧÷⑨）		49,769円
⑪ 第6次計画の第1号被保険者の介護保険料基準月額（⑩÷12ヶ月）		4,147円

※⑤による保険料基準月額への影響は▲530円です。

(6) 保険料の段階

所得段階別保険料については、第5次計画の11段階から10段階にし、負担能力に応じた保険料を設定します。国の指針のとおり、第1段階から第3段階までの保険料率は、国の負担により引き下げられる予定です。

所得段階別保険料

(基準年額 49,800円／基準月額 4,150円)

所得段階	対象となる方	介護保険料 (年額)	基準額×割合
第1段階	生活保護受給者、市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者または市町村民税世帯非課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	24,900円	0.50
第2段階	市町村民税世帯非課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円を超えて120万円以下の人	34,860円	0.70
第3段階	市町村民税世帯非課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が120万円を超える人	37,350円	0.75
第4段階	市町村民税本人非課税、世帯課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	44,820円	0.90
第5段階	市町村民税本人非課税、世帯課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円を超える人	49,800円	1.00 (基準)
第6段階	市町村民税本人課税（前年の合計所得金額125万円未満）	57,270円	1.15
第7段階	市町村民税本人課税（前年の合計所得金額125万円以上200万円未満）	62,250円	1.25
第8段階	市町村民税本人課税（前年の合計所得金額200万円以上400万円未満）	74,700円	1.50
第9段階	市町村民税本人課税（前年の合計所得金額400万円以上800万円未満）	87,150円	1.75
第10段階	市町村民税本人課税（前年の合計所得金額800万円以上）	99,600円	2.00

4 支払い負担の軽減

介護保険を利用される方等に対し、一定条件のもと支払負担の緩和を図ります。

(1) 介護保険料の弾力化

本来、第1号被保険者の介護保険料は、負担能力に応じた負担を求める観点から課税状況等に応じて段階別に設定されています。

町では低所得者への配慮として、国基準により認められている一部の保険料段階を弾力化（軽減）します。世帯全員が市町村民税非課税世帯については、負担能力に応じた保険料減免を行い、減免分は公費から補てんされます。

(2) 特定入所者介護サービス費

町民税非課税世帯の要介護者が介護保険施設（短期入所生活介護含む）に入所（入院）したときに、食費・居住費（滞在費）の利用者負担は所得に応じた一定額（負担限度額）となり、負担の軽減が図られます。利用者に負担していただく負担限度額は次のとおりです。

		居住費の上限額（日額）					食費の上限額（日額）
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室		多床室	ユニット型個室・ユニット型準個室・従来型個室・多床室
				老健・療養等	特養等		
1	高齢年金受給者で世帯全員が住民税非課税、生活保護の受給者等	820円	490円	490円	320円	0円	300円
2	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	820円	490円	490円	420円	320円	390円
3	世帯全員が住民税非課税で上記2に該当しない方	1,310円	1,310円	1,310円	820円	320円	650円

今後、本サービス費では

- ・配偶者の所得の勘案（平成27年 8月 予定）
- ・預貯金等の勘案（平成27年 8月 予定）
- ・非課税年金の勘案（平成28年 8月 予定）

が予定されています。

（３）障がい者ホームヘルプサービス利用対象者に対する訪問介護利用料減免制度

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっていた人で、次の障がい者ホームヘルプサービス利用対象者に該当される方は、利用者負担が全額免除となります。

1	65歳に到達する前1年間に、障がい者施策によりホームヘルプサービスを利用していた方で、65歳になって介護保険の対象者となられた方
2	特定疾病によって生じた障がいが原因で要介護（要支援）と認定された40歳から64歳までの方

（４）社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度

低所得で生計困難な利用者に対し、介護保険の一部のサービスを提供する社会福祉法人がその社会的役割として利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする制度です。対象となるのは、以下の要件の全てを満たす方で、収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な方として町が認めた場合に限られます。

1	年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が一人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。
2	預貯金の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が一人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。
3	日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
4	負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
5	介護保険料を滞納していないこと。

（５）高額介護（介護予防）サービス費

介護保険（介護予防）サービス利用料の自己負担額（１割、２割）の合計が上限額を超えた場合に、その超えた分を町が負担する制度です。月額の上限額は、所得区分に応じて設定されています。

利用者負担段階区分		上限額 (世帯合計)
現役並み所得相当		44,400 円
一般世帯		37,200 円
住民税世帯非課税		24,600 円
・ 合計所得金額および課税年金収入額の合計80万円以下の方 ・ 老齢福祉年金の受給者		個人で 15,000 円
・ 生活保護受給者 ・ 利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		個人で 15,000 円

※ 対象となるのは、・介護保険（介護予防）サービス・施設サービス・地域密着型（介護予防地域密着型）サービスの負担分ですが、部屋代・食費・日常生活費等の介護保険対象外の費用と、福祉用具購入費・住宅改修費についての利用者の負担分は対象外となります。

（６）高額医療合算介護（介護予防）サービス費

世帯内の同一の医療保険（健康保険や国民健康保険、後期高齢者医療制度等）の加入者について、１年間に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その自己負担の合計が「高額医療・高額介護合算療養費制度」の限度額を超えた場合に、申請によって超えた金額が支給されます。それぞれ、高額介護サービス費や高額療養費（および付加給付）を受けられる場合は、その支給額を控除してなお残る負担額が対象となります。

介護保険で合算対象となる利用者負担額とは、高額介護サービス費等と同じ範囲の負担（１割、２割）の額です。自己負担限度額は、世帯員の年齢や所得によって細かく設定されています。この所得区分は、医療保険・後期高齢者医療の高額療養費の所得区分と同様です。年額を計算する１年間の期間は、毎年８月１日～翌年７月３１日です。

５ 支払い負担の公平化

65歳以上被保険者のうち、一定以上の所得のある方は、２割の利用者負担となります。所得の水準については、政令により定められます。

これは、保険料の上昇を抑えること、現役世代の過度な負担を避けること、そして、高齢者世代内での負担の公平化を図っていくために実施されるものです。施行時期は平成27年８月を予定しています。

第4章

高齢者保健福祉施策の展開

第4章 高齢者保健福祉施策の展開

1 基本目標 2 健康保持・介護予防の推進

町の高齢者が、いつまでも元気で、安心して、地域社会で生活することのできる環境を作り上げることに努めます。

1 健康保持の推進

① 健康診査（特定健康診査・特定保健指導）＊保険年金課

メタボリックシンドローム※に着目した健康診査及び保健指導（国民健康保険被保険者 40歳～74歳対象）を実施します。メタボリックシンドロームの早期発見を行い、健康を増進し、給付を抑えることを目標とします。広報や事業の周知を積極的に行い、受診率の向上を図ります。

② 健康診査（高齢者健康診査）＊保険年金課

健康診査（後期高齢者医療保険制度被保険者・75歳以上対象）、問診、身体測定、打聴診、尿検査、血液化学検査、医師の判断により心電図検査、貧血検査、眼底検査を行います。病気の早期発見を行い、健康を増進し、最終的には医療の給付を抑えることを目標とします。現在入通院し、検診が不要な高齢者が多いため、今後は一定の受診率を保つよう努めます。

③ 健康診査 ＊健康・スポーツ課

40歳以上の生活保護受給者を対象に、町内及び茅ヶ崎市内の医療機関にて、問診、身体測定、打聴診、尿検査、血液化学検査、医師の判断により心電図検査、貧血検査、眼底検査を行います。診査内容は特定健康診査に準じて実施します。

④ 訪問指導 ＊健康・スポーツ課

自宅での生活をスムーズに送るための環境整備、服薬、^{こうくう}口腔衛生、食事等の助言、指導を行います。介護保険制度や地域包括支援センターのサービスを紹介することで、個々の問題の継続的な解消を図っています。

⑤ 健康づくり事業 ＊健康・スポーツ課

体力や筋力を維持するために、運動や食事に関する講座を行います。

※メタボリックシンドローム：内蔵脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうち2つ以上を合併した状態をいう。代謝症候群、メタボとも。

2 介護予防の推進

要支援・要介護状態に陥ることのないように、高齢者一人ひとりの状態に応じた予防策を講じていきます。

① 二次予防事業対象者把握事業

平成28年度までは、現行の「基本チェックリスト」の配布・回収による対象者の把握を行い、日常生活で必要となる機能（以下生活機能という）の低下を調査します。総合事業を開始する平成29年度以降は、地域包括支援センターによる窓口相談や訪問での対象者把握に努めます。

(人/年)

対象者数	実 績			見込み量		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	1,621	1,664	1,700	1,700	1,700	—

② 健康つみたて教室（二次予防事業）

二次予防事業対象者に対し介護予防の教室を実施します。運動器機能の向上、^{こうくう}口腔機能の向上、栄養改善、認知症・うつ予防の複合プログラムとなっています。

(人/年)

参加者数	実 績			見込み量		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	67	57	60	75	75	75

③ 新しい総合事業における介護予防訪問介護（ヘルパー）

新しい総合事業における介護予防通所介護（デイサービス）

平成29年度より、要支援1・2の方を対象とした介護予防訪問介護（ヘルパー）と介護予防通所介護（デイサービス）が制度改正により、町が運営する地域支援事業へと移行します。現在、サービスを受けている方が同程度のサービスを継続的に利用できるように事業を実施します。

新しい総合事業における介護予防訪問介護（ヘルパー）

(人/月)

利用者数	実 績			見込み量		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	—	—	—	—	—	108

新しい総合事業における介護予防通所介護（デイサービス）

(人/月)

利用者数	実 績			見込み量		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	—	—	—	—	—	113

④ 元気はっけん教室（一次予防事業）

運動器の機能向上及び認知症予防プログラムを中心に、^{こうくう}口腔機能の向上、栄養改善プログラムを併せて実施することで、高齢者ができる限り要介護状態等になることなく健康で生き生きとした生活を送れるよう支援することを目的とします。開催形態は南部と北部の2コースに設け、開催回数はコースごとに隔週（月2回）実施します。

（人/年）

参加者数	実 績			見込み量		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	92	101	100	100	100	100

⑤ お父さんのためのアンチエイジング講座（一次予防事業）

介護予防に消極的な男性高齢者を対象に、運動器の機能向上及び認知症予防、^{こうくう}口腔機能の向上、栄養改善プログラムを併せて実施することで、高齢者ができる限り要介護状態等になることなく健康で生き生きとした生活を送れるよう支援することを目的とします。

（人/年）

参加者数	実 績			見込み量		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	—	—	20	50	50	50

⑥ 高齢者トレーニング教室

町内在住の65歳以上の高齢者を対象に、健康体操等の運動とマシントレーニングを通じて、身体機能の維持・向上、転倒・骨折予防等を実施します。要介護・要支援状態に陥ることを防止し、一人ひとりが生きがいを持った生活を送れるよう社会参加の促進を図ることを目的としています。

（人/年）

参加者数	実 績			見込み量		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	83	109	100	100	100	100

⑦ 生活支援型デイサービス

閉じこもりがちな高齢者に対し、介護予防的視点からの趣味・手芸・レクリエーション活動等を行います。自立高齢者へのデイサービスは民間業者では行われていないため、介護予防事業として閉じこもりがちな高齢者への支援を図ります。

(人/月)

参加者数	実 績			見込み量		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	28	26	28	30	30	30

⑧ 高齢者スポーツ大会

健康増進のためのスポーツ大会を実施します。ゲートボール、グラウンドゴルフ、ターゲットバードゴルフ、ペタンク等を予定しています。

(人/年)

参加者数	実 績			見込み量		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	174	165	175	180	185	190

2 基本目標 3 高齢者の地域生活支援の充実

要介護者も含めた高齢者やその家族が、日常生活に支障を来たすことなく、安全で不安のない毎日を送ることのできる環境を整備していきます。

1 日常生活の支援

不便を感じることなく、日々の生活を送ることができるよう、高齢者の生活環境を整えていきます。

① 給食サービス事業

ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯のうち、食事の支度が困難な高齢者世帯等に対し週4回を限度に昼食の配達と安否確認を行います。

区 分		利用実績		
		24 年度	25 年度	26 年度
給食サービス	食数/年	2,430	3,315	3,980

② 生活管理指導短期宿泊事業

身体的には自立しているが、社会的理由等で養護する必要がある高齢者の生活支援を短期間入所することにより生活改善を図ります。

区 分		利用実績		
		24 年度	25 年度	26 年度
短期宿泊事業	利用日数/年	18	84	20

③ ねたきり老人等戸別じん芥収集事業

一般廃棄物を集積所まで搬出することが困難なねたきり高齢者世帯等に対して、戸別に家庭まで収集に伺い、あわせて安否の確認を行います。また、地域住民との連携により衛生的な生活の維持を図ります。

区 分		利用実績		
		24 年度	25 年度	26 年度
じん芥収集事業	利用延べ世帯/年	452	487	490

2 安心・安全の確保

高齢者が、いかなる場合にも安心して生活ができ、さまざまな困難に直面しても安全に保護されることができるような体制を作っていきます。

① 老人保護措置事業(養護老人ホーム)

身寄りが無く経済的にも困難で、身体的には自立している独居高齢者を施設に入所させることで、不安の解消や安定した生活の場の提供等を行います。

区 分		利用実績		
		24 年度	25 年度	26 年度
保護措置事業	措置者人数/年	8	8	10

② 緊急通報システム(ひとり暮らし老人緊急通報システム事業)

慢性疾患があり、日常生活を過ごすことに不安がある独居高齢者に対し、緊急事態発生時に迅速な救援体制が取れるように緊急通報システムを貸与します。

区 分		利用実績		
		24 年度	25 年度	26 年度
緊急通報事業	機器貸与者数/年	22	19	19

③ 徘徊高齢者対策の充実(徘徊老人のためのSOSネットワーク)

徘徊するおそれのある認知症高齢者を、あらかじめSOSネットワークに登録することにより、万一、登録者が行方不明になった場合に、関係機関が連携して早期発見と保護に努めます。また、必要に応じて一時的に入所できる施設を確保することにより、その家族の精神的及び身体的負担の軽減を図り、認知症高齢者の生命と安全を守ることを目的とする。(茅ヶ崎市との共同事業)。

区 分		利用実績		
		24 年度	25 年度	26 年度
SOS ネットワーク	登録者数/年	29	34	38

④ 災害時要援護者支援事業(寒川町地域防災計画) * 福祉課

一人暮らし高齢者や障がい者等災害時に一人では避難できない方々を対象に、要援護者として把握し、自治会や民生委員と連携を図り見守り体制の充実に努めます。

⑤ 防災対策事業（寒川町地域防災計画）＊危機管理課

自治会等と災害時要援護者の情報を共有し、自主防災組織や近隣居住者等との連携のもと災害時に要援護者が迅速かつ安全に避難、搬送されるよう防災訓練等の充実を図っていきます。

3 介護家族支援

介護家族の負担を補い、要支援者・要介護者とその家族が安心して日常生活を送ることができるよう環境を整えていきます。

① 介護をしている家族への支援

家庭において家族を介護する方が、より安心して介護にのぞめるよう、適切な介護を行うための知識・技術を習得するとともに介護者の負担を和らげるケアも行います。

② 寝たきり高齢者等おむつ代助成

介護家族の経済的負担軽減を図るため、在宅でねたきりの状態にある方等を介護している家族に対し、紙おむつ代を助成します。

4 権利擁護

認知症になっても安心して暮らせるよう、高齢者の権利を守ります。

① 成年後見制度利用支援事業

認知症等により判断能力が不十分で、親族や身寄りがいない等の理由により、成年後見制度を利用することが困難な方に対して、町長が本人や親族等に代わって、裁判所の後見人の申立てを行います。また、経済的な理由から申立てに要する費用や、後見人への報酬を支払うことが困難と認められる方には、費用の一部を助成します。

区 分		利用実績		
		24 年度	25 年度	26 年度
成年後見事業	申立件数/年	2	2	2

② 法人後見事業 ※寒川町社会福祉協議会

個人の専門職後見人では関わりづらい長期間の関わりが必要な方や、身上監護（生活・医療・介護等に関する契約や手続き）を中心としている方に対し、法人として後見業務を行います。

3 基本目標 4 高齢者の社会参加の促進

高齢者が生活基盤を確保し、地域での交流を深め、自主的な活動を地域に広げていくことのできる環境を整備していきます。

1 就業の支援

ライフスタイルに合わせた就業を支援し、健康で意欲的な生活の実現を図ります。

① 寒川町シルバー人材センターの支援

高齢者が社会参加や社会貢献をする場や、その生きがいを確保するために、町シルバー人材センターの機能充実・支援を推進します。

区 分		実績		
		24 年度	25 年度	26 年度
シルバー人材センター	登録会員数	355	351	360

2 社会参加・交流の促進

高齢者の積極的な生き方を助長し、地域の活性化を促進するために、高齢者の社会参加や交流の機会を生み出すことに努めます。

① 敬老金支給事業

敬老の意を表するため、毎年9月15日現在、本町に引き続き1年以上居住している100歳、99歳、88歳の高齢者に対して敬老金を支給します。

② 敬老会の開催

敬老の意を表するため、65歳以上の高齢者を対象として、歌謡ショーを中心とした敬老会を開催します。

③ 世代間交流の推進

シルバー人材センターが主催する事業等、世代間交流の機会についての情報を提供していきます。

④ 生涯学習の推進

町において実施される高齢者向け教室や、町内ボランティア団体やサークル等の情報を提供し、高齢者の生涯学習を推進していきます。

⑤ 老人クラブの育成

会員相互の親睦や地域での生きがいと健康づくり推進のため、老人クラブ連合会及び各老人クラブを支援します。

区 分		実績		
		24 年度	25 年度	26 年度
老人クラブ	加入者数	725	732	740
	クラブ数	15	15	15

⑥ ふれあいセンターの管理運営

ふれあいセンターの適切な管理に努めます。また、施設内の調理実習室、パソコン室等で高齢者の豊かな経験と知識を活かした事業を行うことで、健康や生きがいを高め、介護予防の促進を図る事業を実施します。

4 基本目標5 計画推進体制の整備

高齢者やその家族、地域社会、福祉・医療・保健関係者及び行政機関等が各々の役割を担い、進行管理等を通じて相互の連携をとりながら一体となって計画を推進していきます。

また、町の高齢者や家族がサービスを十分に活用できるよう、サービスの提供体制を整備するとともに、各事業の整合性及び連携の強化を図りながらサービスの円滑な提供に努めていきます。

1 情報提供・相談体制の充実

高齢者やその家族がサービスを十分に活用するために、サービスについての情報を行きわたらせ、各種相談に応じることのできる体制を築きます。

① 地域包括支援センター運営事業

要支援者の介護予防ケアマネジメントの作成、高齢者に対する総合的な相談支援・権利擁護業務、地域における連携協同の体制づくりや、介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援を目的とした、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を実施するため、地域包括支援センターの設置・運営をします。また、高齢者数の増加と多様化するニーズに迅速に対応できるよう、新しい総合事業の開始とともに、地域包括支援センターのランチ（出張所）の設置を職員増も含めて検討します。

○介護予防ケアマネジメント事業

○総合相談支援事業

○権利擁護事業

○包括的・継続的ケアマネジメント事業

② 民生委員児童委員活動事業（寒川町地域福祉計画）＊福祉課

高齢者や障がい者に限らず、地域の身近な相談相手として活動します。また、専門的な相談については、各種専門機関へ案内をします。

③ 制度周知・広報等の充実

介護保険制度が広く一般に浸透したと言っても、初めて利用する人にとっては、サービス利用の手続きや制度の仕組みに関して、わからないことが多いものと考えられます。制度やサービスを十分に理解したうえで適切に利用していただくためにも、わかりやすい制度の周知や広報活動を正確かつ迅速に実施していくことが重要です。

【パンフレット、サービス事業者リスト等の作成・配布】

介護を必要とする人が、自己の判断に基づいて介護保険サービス事業者を選択することができるようにするため、町で事業展開するサービス事業者に関する情報を積極的に提供していきます。今後も、定期的に最新情報を入手し、独自の事業者一覧表として作成し、要介護・要支援認定者への配布とともに高齢介護課窓口や地域包括支援センターで配布していきます。

【インターネットによる広報】

より多くの人に制度を周知していくために、町ホームページの情報の追加・更新等を行い、インターネットによる広報も充実していきます。

【住民説明会等の開催】

住民等からの要望により介護保険制度等の説明会を行います。内容や開催日時等、ニーズに応えた説明会を開催できるように努めていきます。

④ 「介護サービス情報公表」のための情報提供

介護保険サービスについて、利用者が事業者を選択しようと思っても、それに資する情報がなければ不可能です。

町では「かながわ福祉サービス振興会」で管理、運営する「介護情報サービスかながわ」に参加し、介護保険で利用できる指定事業所や施設等の評価や空き情報を提供しています。

⑤ 要介護認定に関する苦情処理

要介護認定を受けた人が、判定結果等に関して不満や苦情がある場合には、まず、町に相談をしていただきます。町では相談を受けると、認定基準等について説明をします。町の説明を受けて不服等がある場合は、神奈川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。また、介護保険審査会が対応するその他の苦情等は、「保険給付に関する事項」、「保険料その他徴収金に関する事項」となっています。

介護保険審査会は、審査請求が出された場合、町やその他の関係者に通知するとともに必要に応じて専門調査員による調査や審理を行い、原処分が適正なものであったかを審査します。今後も、苦情が寄せられた場合に迅速に対応できる体制の維持に努めていきます。

⑥ 介護サービス等に関する苦情処理体制

民間事業者の介護サービスに対して苦情やトラブルが発生した場合は、居宅介護支援事業者、高齢介護課、地域包括支援センターが受付窓口となり、神奈川県や国民健康保険団体連合会等の関係機関との連携のもと対応します。

また、町では県および国保連合会で作成された「介護サービス苦情処理マニュアル」に基づき、利用者からの苦情の申し立てがあった場合、迅速かつ的確に対応する体制を整えています。

しかし、個々のケースにより対応がさまざまなため、今後もそのケースに対応する関係機関との密接な協力により適切に対応していきます。

⑦ 介護相談員派遣実施事業

苦情の早期発見と対応の仕組みの一環として、町から介護保険サービス提供事業者へ介護相談員を派遣し、中立的な立場で利用者あるいは従業員と面談し、苦情等の対処、改善に努めるものです。

より多くのサービス事業者へ介護相談員を派遣できるよう努めます。また、介護相談員自身のスキルアップを目的として、研修の機会を設けます。

2 必要なサービス量の確保及び質の向上

高齢者やその家庭に対するサービス量の十分な確保に努めるとともに、サービスの質の向上に努めます。

① 地域密着型サービスの整備（指定・監督）

高齢者が住み慣れた地域の身近なところでサービスを利用し、暮らし続けていくことができるよう、地域密着型サービスの整備を図ります。

町は、地域密着型サービスについて、サービスの需要を適切に見込み、整備目標を掲げ、必要に応じて事業者の誘致を進めるとともに、事業者の指定・指導・監督を行います。

地域密着型サービス事業者の指定に際しては、人員、設備および運営に関する基準に照らし、各指定申請事業者のサービス運営や内容について適切に審査を行い、介護保険運営協議会での意見を踏まえ、基準に従って適正な事業運営を行うことが可能と考えられる事業者を指定します。この時、町として、サービスの質の確保に留意し、可能な限り質の高い事業者を指定します。

また、町は、厚生労働大臣が定める報酬および基準を踏まえ、介護保険運営協議会の意見を聴取の上、地域の実情に応じて報酬や基準を設定することができます。

② 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域包括支援センターの主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）を中心に、地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、介護支援専門員（ケアマネジャー）との他職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケア体制の構築を図ります。

また、支援困難ケースへの助言や介護支援専門員のネットワークづくりのコーディネート等を通じて、介護支援専門員の支援を行っていきます。

③ 虐待防止と身体拘束の廃止に向けた取り組み

特別養護老人ホーム等の介護保険施設や、認知症高齢者グループホーム等の居住系サービスを提供する事業所において、高齢者に対する虐待行為や身体拘束等、高齢者の権利と生活の質が脅かされるようなことがないよう、介護相談員の派遣や関係機関との連携強化、相談体制の充実を図り、高齢者の尊厳を保持・支援する取り組みを推進します。

④ 事業者への立ち入り調査の実施

地域密着型サービス以外の介護保険サービスについて、介護保険法第23条に基づき、町はサービス事業者に対して、「事業の状況の報告、帳簿書類の提出を命じること」、「出頭を求め、質問をすること」、「立ち入り、施設もしくは帳簿書類その他の物件を検査すること」等を実施し、介護サービスが適切かつ良質なものであるよう、必要に応じて監督をします。また、サービスの提供における契約が適正なものであることを確認していきます。

3 介護・福祉基盤の整備

本計画期間中における、介護・福祉基盤の整備計画は次のとおりとなります。

区 分	整備計画
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	平成26年度現在で、2施設114床が開設されています。第5次計画期間中に、あと40床の増床整備計画を予定していましたが、実際の開設は平成27年度になる予定です。本計画期間中における新たな整備計画の予定はありません。(「地域密着型」のものも含む。)
介護老人保健施設	平成26年度現在で、1施設90床の施設が開設されています。本計画期間における新規開設の予定はありません。
養護老人ホーム	平成26年度現在で、1施設100床の施設が開設されています。本計画期間における新規開設の予定はありません。また、既存の施設は藤沢市、茅ヶ崎市および町の2市1町が出資する「湘南広域社会福祉協会」が運営する養護老人ホーム『湘風園』となっています。当施設については施設の老朽化が進んでおり、建て替え等を含めた再整備の検討を行っていきます。
認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護事業所)	平成26年度現在で2事業所35床が開設されています。本計画期間における新規開設の予定はありません。
有料老人ホーム	平成26年度現在で、7施設262床が開設されています。そのうち4施設205床分は介護専用型以外の特定施設で、残りの3施設57床は住宅・健康型となっています。本計画期間の平成27年度中に介護専用型以外の特定施設1施設48床が新規開設予定となっています。
老人福祉センター	老人福祉センターの機能を併せ持つ施設として、町には北部・南部文化福祉会館、ふれあいセンターの3か所があり、今後もこれらを維持していきます。

定員数の実績と整備計画数

区 分		実 績			見込み量		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	か所数	2	2	2	2	2	2
	定員数	104	104	114	154	154	154
介護老人保健施設	か所数	1	1	1	1	1	1
	定員数	90	90	90	90	90	90
養護老人ホーム	か所数	1	1	1	1	1	1
	定員数	100	100	100	100	100	100
認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護事業所)	か所数	2	2	2	2	2	2
	定員数	35	35	35	35	35	35
有料老人ホーム	か所数	6	7	7	8	8	8
	定員数	215	263	262	310	310	310
うち介護専用型以外の特定 施設入居者生活介護事業所	か所数	3	4	4	5	5	5
	定員数	157	205	205	253	253	253
住宅・健康型	か所数	3	3	3	3	3	3
	定員数	58	58	57	57	57	57
老人福祉センター	か所数	3	3	3	3	3	3

4 円滑なサービスの提供

必要になれば直ちに十分なサービスが利用できるよう、手続きの迅速化及びサービス提供の適正化に努めます。

① 認定審査会委員研修の実施

介護保険制度が円滑に実施されるためには、要介護・要支援者の身体状況を正確に把握し、要介護認定を公正に行っていく必要があります。介護認定審査会の委員は、保健、医療、福祉の専門家により構成されますが、それぞれの専門知識を活かしながら、統一した基準で審査判定されることが求められています。そのため、認定審査会が常に公正に認定が行えるよう、認定審査委員研修を実施しています。

今後も、引続き研修会を開催し、公正で適正かつ円滑に審査判定が行えるよう努めていきます。

② 認定調査員研修の実施

町においては、要介護認定申請が提出された際、認定申請者を訪問する認定調査業務には、町職員があたっています。その際に公正かつ公平な調査が行えるよう、認定調査員研修を実施し、調査員のレベルアップに努めています。

今後も、県が行う研修会に出席し、また、内部研修を随時開催し、質の高い、均質な調査が行えるよう努めていきます。

③ 事務処理体制の充実

要介護認定の判定結果は、認定申請が出されてから30日以内に通知することとされており、認定作業を迅速に行うことが求められています。

神奈川県や近隣自治体との連携のもとに策定した認定処理に係る事務処理マニュアルをもとに、認定審査会との情報連絡体制の整備、人材の配置・充実等、認定事務が円滑に処理できるような体制を構築していますが、今後も、引続き事務処理体制の強化に努め、より迅速な対応を目指します。

④ 住宅改修支援事業

要介護・要支援者の在宅における住環境を改善するための住宅改修について、居宅介護サービス計画費又は居宅支援サービス計画費の支給を受けていない居宅介護支援事業者が理由書を作成した場合、手数料を支払うことにより、介護支援専門員を支援します。

⑤ 介護給付適正化への取り組み

保険者として、国の示す「介護給付適正化計画」の指針を基に、介護サービスの質の向上、不適切な給付の削減を図るため、適正化事業に努めます

具体的には、「要介護認定の適正化」、「サービス計画の点検」、「住宅改修の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の5事業と神奈川県国民健康保険団体連合会の、介護給付適正化システムにおける給付実績の活用を実施していきます。

5 庁内推進体制の確保

関係各課相互の連携を強化し、各種施策の総合的かつ効果的な実現を図ります。

6 進行管理

計画の実施状況の検証や評価分析等を毎年行い、効果的な取り組みを図ることとします。また、その内容については広く町民に公表します。

介護保険運営協議会

当計画の介護保険事業計画についての進行管理については、介護保険運営協議会を中心にを行います。介護保険運営協議会は、保健・医療・福祉の専門家や学識経験者、サービス事業者さらに被保険者や介護に携わる町民等、高齢者の介護、保健、福祉に関わる本計画全体の進捗状況を多角的に検討できる構成員とし、地域の保健・医療・福祉の関係委員の意見等を反映させつつ進捗管理を行います。

また、当協議会では地域包括支援センターの設置・運営等に関すること、地域密着型サービスの指定・指定基準・介護報酬等の設定に関すること等、適正な運営と、中立性・公平性を確保することを目的として協議を行い、町に対して意見を述べる機能も有しています。

7 関係機関との協議

この計画の円滑な遂行には、社会福祉協議会・民生委員児童委員・福祉・医療・保健関係者・警察等の関係機関との密接な連携が必要です。個々の問題についてはもちろん、実施計画の立案や推進に際しても、必要に応じて、これらの機関との協議を行っていきます。

8 国・県・他市町村との連携

近隣市町村や県と密接に連携して、広域的取り組みの必要な事業を推進していきます。

また、高齢者を巡る諸問題について、他市町村や県と連絡を取り合うことに努め、本計画の深化を図っていきます。

本計画を推進していくにあたっては、県や国の役割も大きな位置を占めています。そこで、必要に応じて、県や国に対して各種の要望を発信していきます。

資料編

資料編

1 寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する高齢者保健福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画（以下「高齢者保健福祉計画等」と総称する。）の見直しを行うため、寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高齢者保健福祉計画等の見直しに関すること。
- (2) その他委員会の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、高齢者保健福祉計画等の見直しの実施ごとに、次に掲げる団体等から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者1人
- (2) 一般社団法人茅ヶ崎医師会1人
- (3) 一般社団法人茅ヶ崎歯科医師会1人
- (4) 一般社団法人茅ヶ崎寒川薬剤師会1人
- (5) 福祉施設1人
- (6) 寒川町自治会長連絡協議会1人
- (7) 寒川町老人クラブ連合会1人
- (8) 寒川町婦人会1人
- (9) 社会福祉法人寒川町社会福祉協議会1人
- (10) 寒川町民生委員児童委員協議会1人
- (11) 神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所1人
- (12) 公募の町民1人

2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期は、高齢者保健福祉計画等の見直しが終了した日に満了するものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(結果の報告)

第9条 委員長は、会議が終了したときには、速やかに会議の結果を町長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た個人の情報その他秘密にすべき事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、福祉部高齢介護課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

2 寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会委員名簿

選出区分（所属）	氏 名	備 考
学識経験を有する者	長崎 悟	委員長
一般社団法人茅ヶ崎医師会	富田 一郎	
一般社団法人茅ヶ崎歯科医師会	高橋 清治	
社団法人茅ヶ崎寒川薬剤師会	小林 きぬ子	
福祉施設	三澤 京子	
町自治会長連絡協議会	熊澤 茂	副委員長
町老人クラブ連合会	中間 鐵郎	
町婦人会	永井 榮子	
社会福祉法人寒川町社会福祉協議会	佐藤 敬	
町民生委員児童委員協議会	庭野 珠樹	
神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所	橋本 久美子	
公募の町民	宇條 建郎	

3 寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会開催状況

回	開催日	議 題
第 1 回	平成26年 7 月31日	○寒川町の高齢者状況について ○第 5 次寒川町高齢者保健福祉計画の進捗状況について ○介護保険制度見直しの方向性について ○第 6 次寒川町高齢者保健福祉計画の策定について
第 2 回	平成26年 10月1日	○介護保険事業者、ボランティア団体アンケート結果報告 ○第 1 章 計画の趣旨 ○第 2 章 高齢者の現状と見通し ○第 3 章 介護保険施策の展開 ○第 4 章 高齢者保健福祉施策の展開
第 3 回	平成26年 10月23日	○第 6 次高齢者保健福祉計画（10月23日時点素案）について
第 4 回	平成27年 2 月 4 日	○保険料の試算結果について ○計画最終案の承認について

第6次寒川町高齢者保健福祉計画
(介護保険事業計画)

発行年月／平成27年3月

発 行／寒川町

編 集／寒川町 福祉部 高齢介護課

〒253-0196

高座郡寒川町宮山165番地

TEL 0467 (74) 1111 (代表)